

# 会 議 の 経 過

開 議 午前10時00分

令和7年12月4日（第1日目）

議 長（高橋拓生君）

ただいまから、令和7年平泉町議会定例会12月会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸報告を行います。

初めに、議長から諸般の報告を行います。

2ページをお開きください。

本定例会12月会議に町長から提出された議案は、お手元に配付した議案送付書のとおり受理しましたので報告いたします。

3ページをお開きください。

監査委員から令和7年8月分から10月分までの現金出納検査の結果について報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたからご了承願います。

39ページをお開きください。

本定例会12月会議に説明員として出席する者の職氏名を一覧表にしてお手元に配付しておきましたからご了承願います。

40ページをお開きください。

定例会9月会議以降の報告事項について、お手元に配付したとおりでございますのでご了承願います。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

続いて、一部事務組合等議会議員から一部事務組合議会の報告を求めます。

一関地区広域行政組合議会の報告をお願いいたします。

2番、千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

それでは、諸報告の42ページをお開きください。

一関地区広域行政組合議会報告書です。一関地区広域行政組合議会について、その概要を次のとおり報告いたします。

令和7年12月4日、平泉町議会議長、高橋拓生様。

一関地区広域行政組合議会副議長、真竈光幸。議員、千葉多嘉男。

43ページをお開き願います。

令和7年11月18日午後2時より、一関市役所において、第60回一関地区広域行政組合議会臨時会が開催されました。

審査結果及び付議事件につきましては、（１）一関地区広域行政組合議会議長の選挙が行われ、岩渕優氏が当選されております。

（２）でございます。議案第８号の監査委員の選任については、同意をされました。44ページをお開きください。

監査委員の選任につきましては、千葉信吉氏が同意を得て選任されております。

以上、一関地区広域行政組合議会の報告を終わります。

議長（高橋拓生君）

以上で一部事務組合議会議員からの報告を終わります。

続いて、町長から行政報告を行います。

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、行政報告をさせていただきます。

45ページであります。

9月9日、両磐保健医療圏の地域医療を守る懇談会が一関市で開催されております。

9月15日、平泉町敬老会が開催されております。

9月23日になります、福島県国見町の国見町義経まつりに参加させていただいております。

9月27日、スパルタキャンプ開講式が開催されております。

10月1日、紫波町町制70周年記念式典に出席させていただいております。

10月2日、暴力団追放一関地方大会が開催されております。

10月5日になりますけれども、中尊寺通りのホコ天まつりと同時に平泉駅前きらめきマルシェオープニングセレモニーが同時開催されております。

次のページになります。

10月8日になります、平泉町社会福祉大会が開催されております。

そして9日、東北地方治水大会が秋田で開催されております。

10月14日になりますけれども、東北国道協議会総決起大会が福島で開催されております。

10月18日から19日になります、江東区民まつりが開催されております。

10月19日、平泉ジャズフェスティバル2025の開会式と同時に開催されておりました、本年は3,000人を超える多くの方々に訪れていただき参加していただきました。

10月23日、災害時における宿泊施設等の提供に関する協定締結式が開催されておりました、武蔵坊さんとの協定であります。

10月23日、ライト早め点灯運動が高館橋付近で開催されております。

10月27日になります、中国天台県来訪の対応をさせていただいたところでありました。

次、47ページになります。

10月29日、いわての地域づくり・道づくりを考える大会が花巻市で開催されております。

11月2日、第52回ひらいずみ産業まつりの開会式並びに3日ですけれども、町勢功労者表彰式が開催されております。

戻りますけれども、11月1日、第52回ひらいずみ芸術文化祭の開会式でありますと同時に開催させていただいたところであります。

11月14日、全国史跡整備市町村協議会の臨時大会があり、東京都で開催されております。令和8年度の予算要望等も含めた臨時大会ということになります。

48ページになります。

11月26日、総合教育会議を開催しております。

11月26日、同日であります、一関地方農林業振興大会が一関市川崎で行われております。

11月28日、交通安全運動推進町民大会が開催されております。町内エピカで開催したところでもあります。

11月29日、奥州市市制施行20周年の記念式典が開催されております。

以上であります。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

以上で町長からの行政報告を終わります。

これで諸報告を終わります。

これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定いたしました。

直ちに本日の日程に入ります。

---

議長（高橋拓生君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、7番、真竈光幸議員及び8番、高橋伸二議員を指名いたします。

---

議長（高橋拓生君）

日程第2、会議期間の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会12月会議の会議期間は、本日から12月11日までの8日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、会議期間は本日から12月11日までの8日間に決定いたしました。

なお、会議期間中の会議予定につきましては、お手元に配付した会議日程表によりたいと思いますので、ご了承願います。

---

議長（高橋拓生君）

日程第3、陳情第4号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善・教育予算の拡充についての陳情を議題といたします。

事務局長にその内容を朗読させます。

議会事務局長（小原真弓君）

（記 載 省 略）

議長（高橋拓生君）

これで、事務局長の朗読を終わります。

お諮りします。

この陳情については、議会運営委員会の協議に基づき、議長において所管の常任委員会に付託して審査することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、陳情第4号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善・教育予算の拡充についての陳情は、総務教民常任委員会に付託して審査することに決定いたしました。

---

議長（高橋拓生君）

日程第4、議案第45号から日程第19、議案第60号までの条例案件9件、事件案件3件、補正予算案件4件、以上合計16件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、条例案件9件、事件案件3件、補正予算案件4件、合計16件につきましてご説明を申し上げます。

初めに、条例案件9件につきましてご説明申し上げます。

議案書3ページをお開き願います。

議案第45号、平泉町議会議員及び平泉町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由であります。公職選挙法施行令の一部改正により、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動の公営に係る費用の限度額が引き上げられたことに準じて、町議会議員及び町長の選挙における選挙運動の公営に係る費用についても同様の取扱いとするため、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、議案書4ページをお開き願います。

議案第46号、平泉町一般職の職員に対する特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由であります、5ページに記載のとおり、特殊勤務手当に係る支給の範囲のうち危険物取扱手当について、勤務実態に即した内容とするため、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、議案書6ページをお開き願います。

議案第47号、平泉町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例でございます。

提案理由であります、16ページに記載のとおり、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の施行に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定めようとするものです。

次に、議案書17ページをお開き願います。

議案第48号、平泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由であります、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の整備を図ろうとするものです。

次に、議案書18ページをお開き願います。

議案第49号、平泉町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由であります、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の整備を図ろうとするものです。

次に、議案書19ページをお開き願います。

議案第50号、平泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由であります、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の整備を図ろうとするものです。

次に、議案書20ページをお開き願います。

議案第51号、平泉町下水道条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由であります、22ページに記載のとおり、国の技術的助言である標準下水道条例が改正されたこと及び下水道使用料を改定するため、所要の整備を図ろうとするものです。

次に、議案書23ページをお開き願います。

議案第52号、平泉町農業集落排水施設条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由であります、下水道使用料を改定するため、所要の整備を図ろうとするものです。

次に、議案書24ページをお開き願います。

議案第53号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例でございます。

提案理由であります、25ページに記載のとおり、地方自治法の一部を改正する法律の改正に伴い、所要の整備を図ろうとするものです。

次に、事件案件3件につきましてご説明申し上げます。

議案書26ページをお開き願います。

議案第54号、和解に関し議決を求めることについてでございます。

次のとおり和解をするため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

和解の相手方、住所、東京都千代田区内幸町一丁目1番3号、名称、東京電力ホールディングス株式会社。

事案の内容、平成23年3月11日に発生した東京電力ホールディングス株式会社原子力発電所事故に起因する放射性物質による影響対策に要した費用のうち平成30年度、平成31年度（令和元年度）、令和2年度及び令和3年度に実施したものに係る損害賠償請求のうち、東京電力ホールディングス株式会社が当該請求に応じない費用について、原子力損害賠償紛争解決センターにあっせんの申立てを行ったところ、同センターから和解案の提示があったものである。

和解の内容、（1）相手方は、町に対し賠償金として143万1,000円の支払い義務を負う。

（2）相手方は、（1）の金員を町に対し本和解成立後21日以内に一括で支払う。

（3）本和解に定める金額を超える部分について、本和解の効力が及ばず、町が相手方に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

（4）本和解に定める金額に係る遅延損害金について、町は相手方に対して別途請求しない。

（5）本和解に関する手続費用は、各自の負担とする。

提案理由であります、東京電力ホールディングス株式会社原子力発電所事故による損害賠償請求に係る和解をしようとするものでございます。

次に、議案書27ページをお開き願います。

議案第55号、指定管理者の指定に関し議決を求めることについてでございます。

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項及び平泉町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第3条第1項の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

対象施設名、平泉町学習交流施設、施設の所在地、平泉町平泉字志羅山25番地3。

指定管理期間、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。

指定者、平泉みらい共創パートナーズ、代表企業、住所、東京都目黒区東山一丁目5番4号KDX中目黒ビル6階。

団体名、アクティオ株式会社、代表者名、代表取締役社長、淡野文孝。

構成企業、住所、東京都文京区大塚三丁目1番1号、団体名、株式会社図書館流通センター、代表者名、代表取締役、谷一文子。

提案理由であります、令和8年3月31日をもって指定管理期間が終了することから、引き続き指定管理者を指定しようとするものでございます。

次に、議案書28ページをお開き願います。

議案第56号、財産の取得に関し議決を求めることについてでございます。

次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

取得する目的、平泉町営テニスコートの照明器具は、一部を除き当該施設の建築時に設置されたもので老朽化が著しいため、省エネルギーかつ長寿命のLED照明器具に更新し、光熱費の抑制及び最適な使用環境の実現を目的とする。

取得する財産、平泉町営テニスコートLED照明器具（24基）。

取得方法、譲渡条件付き賃貸借契約の期間満了後の無償譲渡による。

賃貸借期間、LED照明器具の取替え工事完了日の翌月から120か月。

取得日、賃貸借期間が満了した月の翌月1日。

契約金額、858万円（消費税及び地方消費税の額を含む）。

契約の相手方、住所、岩手県盛岡市中央通1丁目2番5号、氏名、いわぎんリース株式会社、代表取締役社長、佐藤求。

設置期限、令和8年3月25日。

設置場所、平泉町営テニスコート。

議案第56号につきましては、町営テニスコートの年度内の利用状況及び冬季の気象条件を考慮し、LED照明器具取替え工事の施工期間を十分に確保する必要がありますので、議員各位におかれましてはその緊急性をご高察賜りまして先議に付していただくようお願いを申し上げます。

続いて、補正予算案件4件につきましてご説明申し上げます。

議案書29ページをお開き願います。

議案第57号、令和7年度平泉町一般会計補正予算（第5号）でございます。

令和7年度平泉町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,207万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億7,388万4,000円としようとするものでございます。

地方債の補正。

第2条、地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」によろうとするものでございます。

次に、議案書67ページをお開き願います。

議案第58号、令和7年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第2号）でございます。

令和7年度平泉町の町営駐車場特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ80万円を減額し、歳入歳出予算の総額を

歳入歳出それぞれ7,540万5,000円としようとするものでございます。

次に、議案書73ページをお開き願います。

議案第59号、令和7年度平泉町下水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

第1条、令和7年度平泉町下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和7年度平泉町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款下水道事業収益10万円の減、第1項営業収益60万円の減、第2項営業外収益8万8,000円、第3項特別利益41万2,000円。

支出、第1款下水道事業費用、第1項営業費用31万8,000円の減。

第3条、予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

第1号職員給与費、既決予定額1,022万9,000円、補正予算額8万6,000円、計1,031万5,000円。

第4条、予算第10条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を、1億3,304万2,000円に改めようとするものでございます。

次に、議案書81ページをお開き願います。

議案第60号、令和7年度平泉町水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

第1条、令和7年度平泉町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和7年度平泉町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款水道事業収益、第2項営業外収益48万1,000円、第2款簡易水道事業収益、第2項営業外収益40万3,000円の減。

支出、第1款水道事業費用93万8,000円の減、第1項営業費用105万8,000円の減、第2項営業外費用12万円、第2款簡易水道事業費用85万1,000円の減、第1項営業費用96万4,000円の減、第2項営業外費用11万3,000円。

第3条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

第1号職員給与費、既決予定額3,394万5,000円、補正予定額212万2,000円の減、計3,182万3,000円。

第4条、予算第9条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を、3,695万6,000円に改めようとするものでございます。

以上、提案いたします。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（高橋拓生君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

日程の順序を変更いたしまして、日程第15、議案第56号、財産の取得に関し議決を求めることについては、事務手続きに急を要するため、ただいま提案者から先議の申し出がありましたので、これを先に審議したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

異議なしと認めます。

それでは、日程の順序を変更いたしまして、日程第15、議案第56号、財産の取得に関し議決を求めることについてを先に審議することに決定いたしました。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

千葉教育次長。

教育次長(千葉数馬君)

それでは、議案書28ページ、議案第56号、財産の取得に関し議決を求めることについての補足説明をいたします。

財産の取得に関し議決を求めることにつきまして、次のとおり財産を取得するため地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、参考資料の17ページをお開き願います。

平泉町営テニスコートのLED照明器具賃貸借の概要についてご説明いたします。

件名につきましては、平泉町営テニスコートLED照明器具賃貸借契約になります。

業務の概要についてでございます。1つ目といたしましては、灯具及び設置に必要な附属品一式の賃貸借であり、これには動産総合保険が含まれます。2つ目といたしましては、灯具及び附属品一式の取替え工事で、廃棄物の処分、既設ランプや照明器具等の撤去、新たに調達したLED照明器具の設置を含むものでございます。3つ目といたしましては、賃貸借契約の期間内におけるLED照明の維持管理となっております。

続きまして、契約期間等についてでございますが、LED照明器具の設置期限は、契約締結日から令和8年3月25日までとしてございます。賃貸借期間につきましては、取替え工事の完了日の翌月から120か月、すなわち10年間となっております。

契約形態につきましては、取替え工事及び維持管理を含めた包括的な賃貸借契約であり、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約としてございます。また、本契約につきましては、「譲渡条件付き賃貸借」としており、賃貸借期間満了後には賃貸借した物件全てを町に無償譲渡することとしてございます。

器具の使用につきましては、施設用照明器具または公共用施設照明器具の製造実績がある国内メーカーの製品を使用することとしており、メーカーは一般社団法人公共建築協会に登録されていることが条件としてございます。さらに製品につきましては、ISO9001及びISO14001の認証を取得した工場で生産された未使用品であることとしており、既存照明器具を交換しLED化に伴う配線工事も行ふこととしてございます。

参考資料の18ページをお開きください。

LED照明器具の仕様は次のとおりとなっております。

器具は投光器型メタルハライドランプ1000ワット相当の光量を有し、器具光束は4万1,100ル

ーメン以上、定格消費電力は300ワット以下、質量は10キログラムでございます。色温度は5,000ケルビン、演色評価数はRa75以上、設計寿命は6万時間以上とさせていただきます。電源は内蔵型で、重耐塩性能を有し、交換方式は器具交換、ランプ数量は24台で架台も含まれてございます。

賃貸借料につきましては、毎月末締めとし、請求書受理日から30日以内にお支払いすることとさせていただきます。賃貸借料につきましては、LED照明器具及び付属品一式、取替工事費、既存灯等の撤去及び処分費用、賃貸借金利及び保険費用、維持管理費用を全て含んでございます。また、維持管理費用には部品交換、緊急修理、不点灯時の対応なども含まれてございます。

続きまして、参考資料の19ページをお開き願います。

取替工事に関して設置作業に使用する雑材は全て新品とし、設置作業中に発生する軽微な工事や補修等につきましては、契約の作業範囲として実施することとさせていただきます。既存照明器具の撤去につきましては、関係法令に基づき適切に処分することとし、設置完了後は使用の試行を行い賃貸借期間開始日までに障害が発生した場合は受注者が復旧しなければならないこととさせていただきます。なお、履行に係る全ての経費は賃貸借料に含まれてございます。

次に、維持管理についてでございますが、設置後から賃貸借期間終了までの間、照明器具が正常に使用できる状態を保つこととさせていただきます。期間中に不点灯や原因不明の不具合が生じた場合には、受注者の責任において交換または補修を行い、照明器具費用及び取替工事費用は期間中無償で対応することとさせていただきます。また、賃貸借期間開始前に設置が完了した照明器具につきましては、順次仮使用を認めることとさせていただきます。

参考資料の20ページでございますが、こちらにつきましては照明器具の配置図となっております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長（高橋拓生君）

これで、担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

1番、小笠寺享議員。

1番（小笠寺享君）

小笠寺です。今、LED照明に変更するということでしたけれども、9月議会で平泉町体育館設置条例等の一部の改正をする条例の中で、テニスコートの夜間照明の設備使用料が500円に上がったわけですがけれども、今回の工事でこれは変わるということはないですね。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

9月議会におきまして体育館施設等の使用料について改正したところではございますが、この取替工事に伴いまして今後新たにまた、来年度からすぐ変更するといったような考えは今のところはございません。いずれ、この部分を考慮しながらということで、一応9月の使用料改

定をしたというようなところでございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

10番、千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

今、説明の中で、設置後120か月の保証というか、そういう期間はいずれ補償できると思いますし、その後いずれ10年経った後に、その後どれくらいもつものやら、10年たったらすぐに産廃になってしまうようなことがあるのかないのか、そこらあたりをお伺いしたいと思います。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

今回の更新で、まずLED化というようなことで、LEDにつきましては、今回の使用におきましていずれ点灯時間が6万時間以上といったようなこともございますので、まず今の使用状況、使用時間等を見ますと、まず10年はもつのかなといったようなところではございますが、その後使用状況等によりまして経年の劣化といいますか、そういったところもございまして、あとはLEDの寿命といったようなところもございまして、10年後以降につきましては、ちょっとその状況によりましては、また更新といったようなところも、いろいろ状況を見ながら検討していかなければならないというような状況にはなるかと思っております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

10番、千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

そうすると、例えば10年後に無償譲渡されるということになって、もういよいよ使われなくなって産業廃棄物になってしまったときには、町としてそれを処分するというか、そうなるのですか。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

10年後、そのLEDが使用できなくなったというようなことであれば、町の責任において処分するというような形になります。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

討論なしと認めます。

これから議案第56号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(高橋拓生君)

起立全員です。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

日程第4、議案第45号から日程第14、議案第55号までと、日程第16、議案第57号から日程第19、議案第60号までの町長から説明のあった議案につきましては、最終日の本会議で担当課長の補足説明を求め、議決したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

異議なしと認めます。

したがって、日程第4、議案第45号から日程第14、議案第55号までと、日程第16、議案第57号から日程第19、議案第60号までの条例案件9件、事件案件2件、補正予算案件4件、合計15件につきましては、最終日の本会議で議決することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩といたします。

---

休憩 午前10時48分

再開 午前10時58分

---

議長(高橋拓生君)

それでは再開いたします。

日程第20、一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

第1回目の答弁は、登壇の上、発言願います。

質問、答弁に当たりましては、簡潔明瞭にお願いいたします。

通告1番、氷室裕史議員、登壇、質問願います。

4番(氷室裕史君)

通告番号1番、氷室です。

今回も通告どおり1題4点について質問させていただきます。

今回は、小中学校の体育館等の空調整備とその効果について伺います。

1点目は、当町では体育館の気温、湿度等の実態把握に努めていると考えられますが、体育館の使用を中止する基準等は設定しているのか。

2点目は、体育館を避難所として活用する際、酷暑期の避難環境に問題はないか。

3点目、昨年12月に空調設備整備臨時特例交付金が創設されました。当町においてこの交付金を活用し、体育館等へ空調設備を設置する考えはあるか。また、この交付金を活用した際の町の負担額はどの程度に想定しているかを伺います。

4点目は、空調設備の設置は、教育現場における教職員の教育活動と子どもたちの主体的な活動を円滑にすると考えられますが、見解を伺います。

以上、4点について答弁をお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

氷室裕史議員からのご質問にお答えをいたします。

小中学校の体育館等の空調整備と、その効果についてのご質問がありました。私からは（2）の体育館を避難所として活用する際の酷暑期の避難環境の問題への対応についてお答えをいたします。その他のご質問については、後ほど教育長が答弁いたします。

現在、当町の学校体育館及び町立体育館には、空調設備が整備されておらず、近年の記録的な猛暑を踏まえると酷暑期における避難所利用等の高温、多湿は健康リスクが高く、避難環境の改善は喫緊の課題であると認識しております。

現行の対策としましては、スポットクーラーや大型扇風機の設置、窓や扉の適切な開放による換気、保健師等による巡回相談及び水分補給の呼びかけなどを実施し、避難者の健康管理に努めることとしております。また、停電等の場合には、電力会社との防災協定に基づく電源車の配備要請などにより電源確保を図ることとしております。

今後の取り組みとしましては、冷却機器の増設や、空調設備を有する施設の優先的な活用など、町民の安全・安心確保に向け、柔軟な対応策を講じてまいります。

私からは以上でございます。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

氷室裕史議員からのご質問にお答えいたします。

初めに、小中学校の体育館等の空調整備とその効果に関して、体育館使用中止の基準等についてのご質問がありました。

体育館は児童生徒の学習活動に加え、スポーツ少年団や地域団体の活動、災害時には避難所としての役割を担う重要な公共施設であり、安全に活動できる環境を確保することが必要であると認識しております。

まず、当町の学校教育活動における体育館の熱中症対策につきましては、平泉町立学校熱中症対策ガイドラインに基づき、暑さ指数を測定し、その数値に応じて運動の可否や内容を判断しております。ガイドラインにより適切に対応してきたことから、改めて体育館使用中止基準は設定しておりません。

なお、体育館での運動の可否については、学校間で差異が生じないように、校長会議等を通じてガイドラインの運用方法を共有し、学校間の対応の統一を図っております。

また、教職員への周知や学校間の連携を通じ、児童生徒が安全に活動できる環境の維持に努めております。今後も、児童生徒が安全に教育活動に取り組めるよう、暑さ指数に基づいた適切な活動の調整や必要に応じた運動中止などの対応を継続してまいります。

次に、空調設備整備臨時特例交付金制度の活用についてのご質問がありました。

小中学校の体育館は、子どもたちの学習や生活を支える場であるとともに、災害時には地域の避難所として重要な役割を果たす施設であります。そのため、避難所機能の強化や耐災害性の向上を図る必要がある一方、全国的に学校体育館等の空調設置率は約2割にとどまっており、環境整備の促進が求められております。

こうした状況を踏まえ、昨年12月に創設された空調設備整備臨時特例交付金制度は、教育の場としての機能向上と、避難所としての環境改善の双方に資する制度であると認識しております。本制度は、令和15年度までを対象期間とし、冷暖房設備の新設工事及び断熱性確保工事が対象で、補助割合は2分の1、下限額400万円から上限額7,000万円と定められ、避難所に指定されている学校であること、断熱性が確保されていることといった補助要件が示されております。

当町では、平泉小学校と長島小学校は建築時に断熱性が確保されており、制度要件に沿った施設となっております。現時点での空調設備整備概算工事費は、平泉小学校が約8,600万円、長島小学校が約6,600万円であり、制度活用時の町負担額はそれぞれ約4,300万円、約3,300万円となる見込みでございます。

なお、平泉中学校につきましては、体育館の断熱性が十分に確保されていない状況であり、断熱工事の追加検討が必要となります。整備に当たっては、防火拠点としての機能、施設の利用頻度、教育活動への効果、工事規模と財政負担のバランスを踏まえ、平泉小学校、長島小学校、平泉中学校それぞれの優先順位を検討し、総合的に判断していく必要があります。

学校体育館等の空調整備は、児童生徒の学びの質の向上と、安全・安心な避難環境の確保を支える意義ある取り組みでございます。今後も子供たちと地域の安心につながる環境づくりに努めてまいります。

次に、空調設備設置による教育活動等への効果の見解についてのご質問がありました。

近年の猛暑の影響により、体育館等の施設内の気温上昇が著しく、児童生徒が体育の授業や屋内外の活動を伴う環境において熱中症リスクが高まっております。本年の夏も、当町において複数日にわたり熱中症警戒アラートが発令されるなど、各校で暑さ指数を計測し、活動制限や小まめな水分補給を徹底したりするなどの対策を講じながら、教育活動を実施しているところ

ろでございます。このため、教職員の授業進行や指導内容にも柔軟な対応が求められていると認識しております。

体育館等への空調設備の整備は、教職員の円滑な教育活動と子どもたちの主体的な活動を保障する上で極めて必要であると認識しております。また、学校施設の暑熱対策は、児童生徒の健康保持と学習活動の継続性を確保する上で重要であるとして、全国的にも体育館への空調整備の必要性が高まっています。今後、安心・安全で学びやすい教育環境の実現に向け、教育活動の効果을重視しながら検討を進めてまいります。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4番（氷室裕史君）

順序のほうが若干前後いたしますが、何点か伺ってまいります。

空調設備整備工事を行った際の費用が、平泉小学校のほうで8,600万円で長島小学校で6,600万円、交付金を活用した際の町負担がそれぞれ4,300万円と3,300万円ということですが、平泉中学校のほうで断熱性が確保されていないため、断熱工事の追加も必要になると答弁がありました。この交付金は、断熱工事のほうも一応交付の対象内となっておりますが、この断熱工事も含めた際、平泉中学校の体育館、工事費と町負担、いかほどになるか伺います。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

平泉中学校の体育館への空調設置に係る整備費といったようなところではございますが、今のところ平泉中学校につきましては、特に業者のほうから見積りのほうを取っているといったようなところではございませんが、いろいろな資料等を参考に事務局のほうで試算してみると、これも一般的な施工費を基にといったようなところではございますが、平泉中学校の体育館につきましては、平泉小学校と同等の面積、1,300平米ぐらいといったようなところもございまして、空調の設備設置につきましては、小学校と同様の約8,600万円程度が見込まれるのではないかなとは思っております。

また、さらに断熱性が確保されていないといったようなところで、断熱の改修工事には約3,200万円程度が見込まれるのではないかとということで事務局の中では試算しているということで、工事費といたしましては、合計で8,600万と3,200万を合計すると約1億2,200万円程度を見込まれるのではないかなということで、その補助金の割合が2分の1で上限が7,000万円といったような形になりますので、その半額、6,000万円ぐらいの補助額になるのではないかと見込んでございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

この交付金は、令和15年までの制度となっておりますが、今答弁ありました額は6,100万円、大体、町の負担が。そうなる額が額だけに、現段階では恐らく検討します以上の回答は得られないと思いますが、先ほど教育長から大変すばらしい答弁がありましたが、いつもすばらしいですけれども、体育館等への空調設備の整備は、教職員の円滑な教育活動と子どもたちの主体的な活動を保障する上で極めて重要であると認識していると、そういった答弁がありました。これを踏まえますと、今後できるだけ可及的速やかにこれらの空調設備設置、答弁の中で冷却機器の増設という話もありましたが、こういったこと、なるべく早く実施されるべきだと思いますが、その辺の見解伺います。

議 長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

先ほど教育長の答弁にもございましたが、いずれにいたしましても、今後そういった体育館の施設利用の状況であったり、児童生徒数であったり、財政負担といったようなことに加え、やはり避難所としての機能や、洪水の災害最大浸水想定区域といったようなものによる安全性もやっぱり総合的に考慮しながら評価していかなければならないのではないかと考えてございます。

そういったところから、まず、各学校の現状や整備効果といったようなところを今後精査しながらということで、関係課と協議を行いながら、教育活動また地域防災といったような両面から、整備効果が最も高いといったような優先順位を今後検討して、整備については今後総合的に判断してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

先ほど冷却機器の話をしましたけれども、冷却機器のほかに暖房設備、こちらのほうの増設というのは考えているのでしょうか。

議 長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

その空調設備の設置に当たりましては、そういった面も踏まえまして、いずれ今後、費用は財政的なところもございまして、そういったところも踏まえて今後総合的に判断してまいりたいと考えております。

以上です。

議 長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

それでは、次に移ります。

学校教育活動については、平泉町立学校熱中症対策ガイドラインに基づいて運動の可否などを決めて、それ以外のスポ少活動などの教育活動外のものにはこのガイドラインは対応しないという認識でやっていると思いますが、このガイドラインをスポ少やその他の外部団体とも目安として今後共有する考えはあるのでしょうか。もちろん、最終的な活動判断というのはその団体に委ねることになるとは思いますが、まず見解を伺います。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

教育委員会のほうでは現在、こういったガイドラインといったようなものは策定して学校のほうには周知、共有といったようなところでは取り組んできているところではございますが、これまでこの熱中症対策ガイドラインの内容につきましては、体育館の利用団体に向けた周知といったようなことにつきましては、特段これまで行ってきていないというような状況でございます。いずれこういった熱中症対策といったところで、安全管理の観点からやはりガイドラインの考え方といいますか、そういった内容につきましてやはり利用団体とやっぱり共有していくというようなことは必要ではないかと考えてございます。

今後、そういった体育館を利用される団体に対しましては、例えば施設の利用の申請時であったり、あとは年に2回、体育館の施設の利用団体の打合せ会議といったようなものもございまして、そういった機会を通じて、暑さ指数を踏まえた、ガイドラインに沿った安全管理の考え方についてお伝えしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

これは本当に学校の運動環境に対する考えというものを対外的に示すものでありますので、できるだけなるべく早く、そういった外部団体、あるいは保護者の方々に共有すべきだと思います。具体的になるべく早いほうがいいとは思いますが、いつ頃までに共有していただけますでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

この利用団体につきましては、利用団体の打合せ会議が来年度以降の利用調整会議ということで、年明けに一応予定してございますので、1月頃開催予定のそういった利用調整会議等において、こういった内容につきましてはお示ししたいと考えております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

次に、現在、学校体育館や長島体育館には空調設備がないということで、避難時は現行の対策としてスポットクーラーや大型扇風機で対応をすると、そういった答弁がありました。

そこで、スポットクーラーともう一つ、冬季は恐らくジェットヒーター等を使用すると思いますが、現在、そういった機器は町が所有しているのか、それとも必要に応じてレンタルしているのか、そこを伺いたいと思います。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

ジェットヒーターというようなところで、現在、中学校さんのほうに何台か配備しているということで、こちらにつきましては、これまでも学校備品といったようなところで整備しているというような状況でございます。スポットクーラーにつきましては、現在のところ各学校には整備していないというような状況でございます。

議長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

避難所という観点から、今、冬季においてはブルーヒーターを活用するというようなことで、すし、あと、そのジェットヒーターについても、リースして用意するというような予定でございます。夏場については、現在大型扇風機は2台、避難所運営用としてありますし、あと冷風機等も6台だったと思うのですけれども、それくらい用意しております。

今後、そういう町のほうで既に保有しているということも、いろいろ効率的な観点を考えますと、先ほど申し上げたように、そういう避難所運営時に防災協定を民間事業者と締結して、すぐにリースして融通していただくように、冷房機器であるとか暖房機器についてもそういったことを想定して取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

災害時にいきなり契約を結ぶとかではなく、事前にそういった契約を結んでいるということで、そこは理解できました。

それでは次に、通告した質問の4番目に関連しますが、子どもたちの活動環境のためにも、学校外の例えば地域移行後の活動、今、部活動は地域移行の過渡期でございますけれども、そういった活動においても容易に、例えばさっき言った大型扇風機とかあるいは町にブルーヒーターはあるという話でしたけれども、そういったものを活用できるようにするべきだと思いますが、その見解を伺います。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

ただいま、部活動の地域展開というようなことで教育委員会といたしましては取り組んでいるといったような状況でございますが、様々な課題を今、整理しながらということを進めているわけでございます。そういった学校備品であるジェットヒーター等の使用につきましては、まずジェットヒーターにつきましては、いずれそういった機器の管理は施設での使用の安全というようなところを踏まえて、現在、使用については一定の制限がかかっているものとは認識してございます。

いずれにいたしましても、そういった使用につきましては、夜間の使用といったような形にはなるのかなと思っておりますが、そういった安全確保の観点からといったようなところで、ある程度整理しながら、今後そういった課題につきましては検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

特にヒーター、この時期、特に寒い時期になりますと、特に子どもたちの運動のときのけがのリスク、大変上がるものとなっておりますので、今現在、そのヒーターを使いますと、たしかその団体の実費負担、使った分を満タンにして返すとなっているとは思いますが、そういったところをもう少し団体のほうに配慮していただければと思うのですけれども、その辺の見解伺いたいと思います。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

冬期間における暖房使用につきましては、現在のところ部活動の父母会に限らず一般の利用団体につきましても、実費負担といったようなところでございます。こういった夜間における使用につきましては、学校の施設ではあるのですけれども、いずれ学校の教育課程外といったようなところに位置づけられており、自主的な活動といったようなところでまず整理しているというようなところでございまして、そういった観点から、そういった使用時間に応じた暖房費といえますか、そういったものをそれぞれ父母会であれば父母会さんのほうにご負担いただいているといったような状況でございます。

しかしながら、今後、部活動の地域展開といったようなところを進めるに当たりまして、やはりそういった保護者の負担軽減といったようなところは大変重要な視点ではないかなと考えてございまして、町といたしましても、そういった生徒の活動が円滑に行われる環境づくりに取り組んでいかなければならないのではないのではないかなとは認識してございます。

いずれにいたしましても、そういった保護者の皆様の負担軽減といったような観点から、そ

ういったいろいろな負担実態と、暖房費に限らずいろいろな経費がかかってくるというようなところもございますので、そういった負担の実態を把握して、今後生徒が持続的にそういった活動が展開できるよう、負担軽減の在り方につきましては今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

これ以上質問しますと、だんだん通告外に行ってしまいますので、やっぱり聞けませんけれども、まず子どもたち、あるいは保護者の負担、本当に過渡期ですので、そこら辺はしっかりと検討していただければと思います。

以上で一般質問を終わります。

議長（高橋拓生君）

これで氷室裕史議員の質問を終わります。

続いて、通告2番、大友仁子議員、登壇、質問願います。

3番、大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

通告2番、公明党、大友仁子でございます。

それでは、質問をさせていただきます。

充実した教育環境について伺います。

1番、学校でのインフルエンザや新型コロナウイルス感染症などの集団感染を抑止するため、環境衛生機器を導入する考えはないか伺います。

2番、不登校等の児童生徒に対する学習支援として、児童生徒1人1台のタブレット端末を利用し、オンライン授業を開設する考えはないか伺います。

3番、不登校等の児童生徒へのオンライン授業が開設した場合、その授業に参加することにより学校への出席扱いとなるか伺います。

4番、親の収入の経済的格差による生徒の英語力格差を克服するため、中学校においてオンライン英会話レッスンを導入する考えはないか伺います。

5番、中学生の学生服をリユースする考えはないか伺います。

質問は以上となります。ご答弁よろしくお願い申し上げます。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

大友仁子議員からのご質問にお答えいたします。

初めに、充実した教育環境について、環境衛生機器を導入する考えはないかのご質問がありました。

学校でのインフルエンザや新型コロナウイルス感染症などの集団感染は、児童生徒の健康保持と学習活動の継続に大きな影響を及ぼす重要な課題であり、特に学校では多くの児童生徒が長時間を共に過ごす環境であることから、感染症対策の徹底が必要であると認識しております。

当町では、児童生徒が安心安全に学校生活を送れるよう、令和3年度に小中学校の各教室へ空気清浄機とCO<sub>2</sub>モニターを配備し、換気状況や教室内の環境を常時確認できる体制を整えております。加えて、手洗い、小まめな換気、マスク着用の推奨、アルコール消毒、温湿度計の設置など、日常的な感染予防対策も継続して実施し、児童生徒の健康維持と集団感染の抑止に努めているところです。さらに、学校薬剤師による環境衛生検査を年1回実施し、教室内の衛生状況や換気状況の点検と必要な改善指導を受け、感染リスクの低減に努めております。

これらの現状の対策により、ある程度の効果が認められていることから、現時点では追加的な環境衛生機器の導入は考えておりません。ただし、今後感染症の流行状況や、国の指針の変更があった場合には導入を含めた検討を行ってまいります。

次に、オンライン授業を開設する考えはないかのご質問がありました。

不登校児童生徒への学習支援において、オンライン授業は有効な手段の一つであると認識しております。当町では、児童生徒に1人1台のタブレット端末を配付するとともに、必要な家庭にはモバイルルーターの貸出しをする体制を整えるなど、オンライン授業を実施できる環境は整っております。また、教室と別室をオンラインでつなぐ授業実践を必要に応じて行っており、このようなICTを活用した授業の取り組みは今後の支援に生かすことができると考えております。

家庭でのオンライン授業を実施する場合には、児童生徒本人や保護者の意向、家庭での学習環境、学校との連絡体制などを確認する必要があります。今後、オンライン授業を希望する児童生徒に対しては無理のない形で実施できる体制を整えてまいります。不登校児童生徒の学びを保障するため、オンラインを含めた多様な学習支援の充実に努め、誰一人取り残さない教育環境の整備に取り組んでまいります。

次に、オンライン授業の出席扱いについてのご質問がありました。

オンライン授業の参加が出席扱いとなるかにつきましては、文部科学省が一定の基準を示しており、当町におきましてはこれまで学校と家庭とをオンラインで接続して授業を行う機会はありませんでしたが、ICT環境については整備を進めてきており、今後の活用に向けた基盤は整っているものと認識しております。オンライン授業を出席扱いすることにつきましては、文部科学省の基準を満たす形で授業が実施され、かつその学習状況を学校が適切に把握できる場合には出席扱いすることが可能であります。

基準では、オンラインであっても対面授業と同程度の学習活動が確保されていることや、学習状況を学校が把握し評価できることなどが求められております。また、学習成果を評価に反映する場合には、学校教育課程に照らして適切であることも条件となります。それらを含めて、最終的に校長が出席の可否を判断することになります。今後も、不登校児童生徒の学習機会を確保しつつ、学びを支える環境づくりに努めてまいります。

次に、オンライン英会話レッスンを導入する考えはないかとのご質問がありました。

オンライン英会話につきましては、英語学習の機会を広げる一つの方法であり一部自治体で先進的な取り組みが行われていることは承知しております。当町では、生徒全員に等しく学びの機会を保障するために、日々の授業の中で双方向のやり取りを重ねながら英語活用能力を育むことが重要であると考えております。そのため、町として英語教育推進員、ALT、外国語指導助手を2名配置し、幼保小と中学校に1名ずつ配置することで授業においてネイティブな発音や自然な英会話に触れられる環境を整え、授業改善を継続しているところです。

以上のことから、現時点ではただちにオンライン英会話レッスンを導入する予定はありません。今後、生徒一人一人の英語力向上と学習機会の平等性を確保する観点から、オンライン英会話を含めたあらゆる指導方法を検討し、より効果的な学習環境の充実に取り組んでまいります。

次に、制服をリユースする考えはないかとのご質問がありました。

中学校の学生服をリユースすることにつきまして、家庭の経済的負担軽減に資するのみならず、資源循環や環境配慮の観点からも意義のあるものと認識しております。全国的には自治体が寄附希望者と利用希望者をつなぐマッチング型の運営や、地域団体やクリーニング業者等と連携し行政は受皿づくりを担い、実務は民間や地域ボランティアと共同して運営するモデルが広がりつつあります。このような地域資源を生かした持続可能な仕組みは生徒が平等に教育を受けられる環境整備の一助となり得るものです。

当町におきましては、小学校が中心となり体操服をフリーマーケット形式で継続的にリユースする取り組みを実施しており、保護者の協力により一定の成果を上げているところです。この取組はPTAが主体となり、保護者の協力を得ながら成り立っているものであり、今後の検討に当たっての参考になるものと考えております。制服リユースの社会的意義を十分に踏まえた上で、まずは学校やPTA等の意向を伺い、学校運営協議会等の場において地域との協働も含めてどのような形で実施が可能か、その課題や条件を整理し検討してまいりたいと考えております。今後、子どもたちが安心して教育を受けられる環境を整備できるよう、PTAの取り組みを支援するとともに、地域団体との協働も含めた様々な視点で実効性のある仕組みづくりを検討してまいります。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

それでは、順番に再質問をさせていただきます。

今、インフルエンザが猛威を振るっております。また、インフル変異株もすぐはやっているということで、海外で確認されていたインフルエンザの変異株サブクレードKが日本でも確認されたことが分かりました。これは、国立健康危機管理研究機構J I H Sの調査で分かったものであります。今期のインフルエンザ流行は例年より早く、J I H Sはこの変異株が一因と

なっていると見られております。今期はインフルエンザの流行入りが過去20年で2番目に早かったとされています。11月半ばには定点医療機関当たりの新規感染者が警報レベルの30人を超え、11月17日から23日には51.12に及びました。J I H SはサブクレードKへの罹患が増えた時期がワクチン接種時期と重なり、十分な抗体を持っている人が少なかったことが早期流行の一因と分析されております。

そこでですけれども、冬季は室内の乾燥が進み、学校ではインフルエンザや新型コロナウイルスなど様々な感染症の集団感染リスクが高まります。そこで今年の傾向を踏まえ、これからの季節に注意したい感染症の動向や、学びを止めないために必要な教室等の環境衛生向上をする設備機器が必要と考えますが、見解を伺います。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

環境衛生の設備機器の導入といったようなところではございますが、全国的に見ましてもやはり今期につきましてはインフルエンザの流行が例年よりも早い段階で見られているといったようなところで、当町におきましても一部学級閉鎖といったような措置を取ったところもございます。

それで、機器の導入といったようなところではございますが、先ほど教育長が答弁したとおりではございますが、当町におきましては既に各普通教室に空気清浄機やCO<sub>2</sub>モニターといったようなものを配備しているといったようなところでもございますし、小まめな換気や手洗い等の基本的な対策といったような取り組みも講じてきているといったようなところでございまして、これらの取り組みによりまして、ある一定程度の感染の抑止効果があるものではないかということで認識しているということで、今後のそういったウイルス感染症の動向につきましては、やはり引き続き注意していく必要があるのではないかなといったようなところでございます。

そういった中で今後、そういった必要な設備機器につきましては、現状や今後の感染症の流行の動向、または国や県から示される最新の情報等も踏まえながら、各学校等とも十分に連携協議しながら、今後そういった新たな環境衛生機器の導入につきましては検討してまいりたいと思っております。いずれにいたしましても、まずは既存の機器、設備の活用状況を整理した上で、さらに効果的な方法がないかといったようなところも併せて検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

学校では、児童生徒が集団生活を営む場所であるため、誰か一人でも感染症に罹患した場合には一気に広がりやすく、教育活動にも大きな影響が生じます。特に冬季はウイルス性疾患の

発生率が高まるため、手洗い、マスク、ワクチン接種など基本的な感染対策を徹底して2次感染を防いでいく必要があります。しかし、昨年の冬季もインフルエンザを中心に複数の感染症が同時に流行し、全国で学級閉鎖が相次いだように、人的努力では抑止し切れないのも事実であります。したがって、文科省では感染症拡大防止のための効果的な換気について、補完的な装置も検討するように求めています、いかがでしょうか伺います。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

文科省で言うております補完的な装置といったようなところがございますが、こちらにつきましても、先ほどの繰り返しになりますが、当町では既に空気清浄機やCO<sub>2</sub>モニターといったものは配置しておりますが、そういった中で、現時点におきましては追加の機器の導入といったようなところまでは現在のところ想定はしていません。これにつきましては現状の対策に満足しているといったような趣旨ではないということでございます。

そういった文科省が示す効果的な換気のための補完的な装置の検討につきましても、いずれ国の動向であったり、専門的な知見を踏まえながら、教育委員会といたしましても情報収集といったようなところを続けながら、そういった感染症の流行の傾向であったり、あとは学校現場からの意見といったようなところを踏まえながら、そういった機器の効果の検証などを見極めながら、必要性が認められるというような場合には、そういった機器の導入を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

CO<sub>2</sub>モニターやサーキュレーターはありますけれども、ここでご紹介したいのがHEPAフィルター付空気清浄機です。このHEPAフィルター付空気清浄機というのは、空気中の微細な粒子を99.97%以上捕集できる高性能なエアフィルターのことだそうです。その性能は、JIS規格で直径0.3マイクロメートルの粒子を99.97%以上捕集すると定められており、花粉やほこり、ウイルスなどの微粒子を効果的に除去する仕組みの空気清浄機であると言われておりますが、この導入については学校等における感染症対策等支援事業による支援対象としております。また、公立の小中学校における高機能換気設備の導入についても、学校施設環境改善交付金の支援対象となっておりますが、このことについての見解を伺います。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

まず、HEPAフィルター付の空気清浄機といったようなところがございますが、先ほどの答弁の中に、各学校に空気清浄機を配備しているということで、当町でその空気清浄機配備の

選定に当たりまして、既に配備している空気清浄機にはそういった静電H E P Aフィルター付きの空気清浄機を配備しています。このフィルターにつきましても、効果が10年目安といったようなところもございますが、そういったH E P Aフィルター付きの空気清浄機をそれぞれ配備しているというような状況でございますし、あとは空気の換気設備の導入といったようなところがございますが、こちらの導入につきましても、設備の導入にはやはり多額の費用がかかってくるというような状況もございますので、そういった町の財政状況であったり、あとは学校施設の改修計画との兼ね合いなどを見極めつつ、やはりそういったものにつきましても今後総合的に判断していく必要があるのではないかなと考えてございます。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

分かりました。次にいきます。

オンライン授業の開設についてなのですが、不登校も全国的に見て小学校中学校が過去最高の35万人を越すということになっております。そして、文科省の問題行動・不登校等調査で分かりました。初めて30万人を超え、前年度より7,488人増えました。平成29年の教育機会確保法の施行により、登校に対する保護者の意識の変化が進んだことが増える要因ではないかと言っております。そして、オンライン授業をするに当たってのネット環境がもう既に整っているという答弁いただきました。その要因は、なぜ逆にW i - F iを入れた理由は何でしょうか。

議 長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

そういった通信環境等につきましては、文部科学省のほうで進めておりますG I G Aスクール構想に基づいてこれまで整備してきたというようなところで、令和2年度に1人1台端末のタブレットというようなところで配備して、その後に通信環境がない家庭のためにそういったモバイルW i - F iといったようなものも町のほうでは対応できるような形で今整備しているというような状況でございます。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

全国的に通信機器を整えているということで、オンライン授業はできるということですね。不登校対応では、別室登校や学びの多様化学校の整備も進んでおりますが、起立性調節障害などにより自宅から出られない子どもさんも一定数いるそうです。デジタルの学習基盤が整っている現在、オンラインによる学びを積極的に取り入れたほうがいいのではないかと思います。

それで、次に不登校でのオンライン学習をした場合に、それによって出席扱いにならないか

ということなのですけれども、自宅でICTなどを使って学ぶと出席扱いにできる仕組みことを不登校の小中学生の6割は知らなかったという現状です。民間企業がこの調査結果を明らかにしました。自宅でのオンライン学習は教員らの訪問による定期的な対面指導など、一定の条件を満たせば校長の判断で出席扱いにできると答弁もいただきました。この仕組みを知らないと答えた子供が63.5%、保護者が26.6%、また、学校から仕組みの説明がなかったと答えた子どもさんが87.2%、保護者が88.9%に上ったという事例もありますので、平泉の場合はそういう説明とか何かやりましたでしょうか。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

不登校の児童生徒に対して、オンライン授業等で授業を受けることであれば出席扱いになりますよということを、あらかじめ子どもたち保護者にも伝えていたかどうかというようなご質問だったと思います。

流れる的に、だんだん登校拒否という言葉から不登校になって、少しずつ学校に行けない子どもが増えていきました。その流れの中で、学校に行けない子どもは欠席扱いとかというような言葉で、学校に行けば出席、学校に行かなければ欠席というような2つの分かれ方になってきたのですが、その中で不登校児童が多くなって、通信環境もよくなったので、これは家にいながら、あるいは別の場所で授業ができるのではないかという声も出てきて、実際にそのようなことを実現している自治体や学校も出てき始めた。その中で初めて保護者に対しても子どもに対しても、これでも出席可能だよというような流れが見えてきたので、最初から学校に来られない子どもについて通信環境が整っていれば出席ですよというような、そこまで想定できなかったところから始まっていますので。

今現在の話をしますと、子どもたちには、保護者に対しても通信環境が整っていて、インターネットでオンラインできれば大丈夫、出席扱いになれるというような説明はしております。ただ、オンラインではなくても、今、平泉町ではエピカを中心に不登校対策の一つの支援事業として、カラフルという支援活動をやっております。そこに子どもたちも来ています。何人かの子どもたちに相談員が自主学習を手助けしている状態で、そこについても出席扱いをしてもらっていますので、必ずしもオンラインではなくてもそういうような、教育委員会が手助けするような支援する形のところで、学習をすることで出席扱いにできますよというような広いアナウンスは、保護者には最近は伝えております。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員、残り35分弱あります。

残りの通告も3題ありますので、あまり急がずに午後再開されてはいかがでしょうか。

（「分かりました」の声あり）

議長（高橋拓生君）

それでは、ここで暫時休憩といたします。

---

休憩 午前 11時55分

再開 午後 1時00分

---

議長（高橋拓生君）

再開します。

それでは、午前中に引き続き、大友仁子議員、お願いいたします。

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

それでは、4番に移りたいと思います。

中学校のオンライン英会話レッスンの件なのですけれども、児童生徒が一人一人ヘッドホンをつけて、オンラインを活用する英会話レッスンです。

そして、近年、なかなか英語の授業が不安とか、この不安が不登校の要因にもなっているということであります。「子どもたちが英語の授業中、不安やストレスを感じる場面がある」、小中学校で英語を担当する教員の約8割がそう考えているとの調査結果を民間団体がまとめました。発表やスピーチのコミュニケーション活動が嫌で、英語の授業をきっかけに不登校になったと感じる教員も1割いたといいます。

調査は小中学校の英語学習環境を把握するため、NPO共育の杜がインターネットで実施し、公立の小中学校の教員196名から回答を得ました。「英語の授業中に児童生徒が不安やストレスを感じている場面はあるか」との質問に、18%が「よくある」、61%が「時々ある」と回答いたしました。英語に苦手意識を持つ子どもへの対応に困難を感じているでは、「よくある」、「時々ある」を合わせて85%に上りました。英語学習への拒否反応や意欲の低さなどが理由に挙げられました。

調査では、「英語の授業がきっかけで学校に行きづらくなった、不登校になったと感じたことはあるか」と尋ねたところ、13%が「はい」と答えました。自由記述では、発表やスピーチがストレスとして影響しているとの意見が多かったとあります。中には、英語の授業時間だけ別室に行く児童も少なくないという声もありますが、このような状況の中ですが、どのように捉えておりますでしょうか、伺います。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

英語が苦手だということとイコール不登校というところの関連性はまだ把握しておりません。

それで、ただ一般的なことを話しますと、やはり英語の発音に自信がなくて、みんなの前で話すことが恥ずかしいとかという話は随分前から日本においてはよくある傾向であるというふうに捉えております。

平泉町ではという話ですけれども、先ほどの回答のとおり、幼稚園のときから、保育園からALTを配置していますので、本当に楽しく、英会話については小さい子どもの頃から親しんでいっておりますので、英語そのものに対しては、昔ほど抵抗力はないのではないかとこのように私としては捉えています。

ただ、やはり発音が苦手だとかという子どもはゼロではないと思います。それに関わって、例えば今学校でやるとすれば、タブレットの中に自分で、マイクがついていますので、マイクで発音をして、そしてそれを担任に聞いてもらうとか、あるいはAIに聞いてもらうとかという方法は今もう現にありますので、そういう中で子どもたちの苦手意識というのは改善されているのではないかなというふうに考えております。

ただ、大友議員がお話ししている英会話レッスンほど本格的ではないにしても、ある程度そこら辺、苦手意識を改善するようないろんな手だては学校のほうでも用意しておりますので、解消はされているのではないかなというような認識を持っております。

以上です。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3番（大友仁子君）

現状としては分かりますが、初めの質問にありましたが、親の経済力と子どもの英語力の間には相関関係があることが研究により明らかにされております。塾や留学、英会話教室に通える子と、そうではない子との間には学習機会の格差が存在し、それが将来的な収入格差へとつながる懸念があります。

教育基本法第4条が掲げる教育の機会均等を実現するためにも、全ての子どもに等しい英語学習の機会を保障することが重要と考えます。しかし、文部科学省の調査では、全国的に「英語が好き」と答える子どもが減少しており、特に中学生においては二極化が進んでいるとされております。

そこで、学習意欲を高める環境づくりが必要と考えます。その突破口となるのがオンライン英会話であると思われれます。また、不登校生徒に対しても家庭から学びの機会を保障できる点は大きな強みと考えます。地域の将来を担う人材育成のため、ICTを活用した英語教育を推進することは不可欠と考えます。世界文化遺産のまちだからこそ、インバウンド対応や海外販路拡大に貢献できる人材育成が急務であり、その基盤となるのが英語教育と思われれます。

そこで、伺います。子どもたちが英語を好きになる学習づくりに向けての具体的にどのような施策を検討しているのか、伺います。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

児童生徒と申しますか、子どもたちが英語を好きになる環境づくりといったようなところでございますが、先ほど教育長が答弁したとおり、当町におきましては、幼保小にALTを1名、

あとは中学校に1名配置しているというようなところでございます。こういったALTさんを活用しながら、当町におきましては、幼児期から英語に親しめるようにということで、特にも幼稚園、保育所につきましては、週に1回、ALTが実際にそちらの現場のほうに伺って、遊びや歌などを通して自然な英語に触れる機会を提供しているといったような状況でございます。

さらに、小学校につきましては週2回、中学校は毎日といったような形でALTを配置しているところではございますが、ネイティブスピーカーとのコミュニケーションといったような体験をできる授業を行っておりまして、また英語教育推進員というのでも1名配置しているわけなのですが、そういった教員の指導力の向上であったり、あとは授業の質の充実といったようなものを図っているというようなところでございます。

これ以外にも、学校の現場といいますか、先生方におかれましては、子どもたちがそういった英語の意欲を高める授業改善といったようなものにも取り組んで、例えばゲームとか歌であったり、あとはタブレット等を活用しながら授業を工夫していったりということで、英語を単なる暗記やテストの勉強といったようなところではなくて、そういった体験などを通じて楽しく授業を受けられるような形で、今そういった授業改善に取り組んでいるというような状況でございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

例えばなのですが、世界遺産平泉なので訪日客、観光客を取り入れて、その方々との交流の場として、中学校3年生、2年生あたりの学生とのコミュニケーションを取りながら英語で会話するような、そんな企画はないのでしょうか、伺います。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

そういった英語でのガイド体験というようなところでございますが、現在、英語の授業ではなくて総合学習の中、平泉学の位置づけといったようなところで、中学3年生のほうでまずはガイド体験ということで、希望者が外国人向けに英語でガイドするといったようなところは、これまで取り組んできたというような状況ではありますが、今年度も一応予定はしておったのですが、クマの出没等の関係によって、今年度は実施できなかったというようなところはございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

今年はクマの出没等で、できなかったということですが、直近令和4年度からの英語検定取

得人数のデータをいただきました。3年生までに3級を取得する目標があります。それで、データでは、令和4年度、3年生が20人取得の16.6%。そして、令和5年度が11人の10.5%、そして、昨年度、令和6年度が9人の9.3%と減少傾向にあるのですが、その辺はどのように思っているのでしょうか、お願いいたします。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

当町におきましては、英語検定の全額補助といったようなことに取り組んでおりまして、いずれ文科省で目標としています中学校卒業時には英検の3級以上に達する生徒をまず6割といったような目標を掲げているといったようなところで、当町におきましては、やはりなかなかその目標には達していないといったような状況でございます。

こちらにつきましては、いずれその年度年度の生徒さん方によって、これまで取得割合につきましては増減してきているといったような状況ではございますので、先ほども申したとおり、そういった授業改善等に取り組みながら、英語教育推進員やALTを活用して、こういった英語の理解度、または英語への意欲といったようなものも高めるために、今後も引き続き学校と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3番（大友仁子君）

なかなか6割はハードルが高いと思われませんが、それに近づけるように取り組みをやっていただきたいと思います。

それで、今も言われましたが、中学生の英語検定料はふるさと応援寄附金から賄っております。全額補助ということで、これは令和5年度ですが、60万円の助成を行っております。オンライン英会話レッスンは少し高額なので、ゆくゆくというか将来的にこのふるさと応援寄附金を活用しながら、そういったことも考えられるのではないかなと思います。その辺はいかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

そういったいろいろな今後の英語教育の充実に向けて、生徒たちの英語力の向上であったり、学習機会の平等性といったような、そういうような観点から、他の自治体でもこういったオンラインの英会話といったようなものを導入している市町村もございますので、オンラインの英会話レッスン等を含めたあらゆる指導方法について情報収集を進め、他の自治体の事例を参考にしながら、より効果的などといいますか、学習環境の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

実際オンラインレッスンをやっている自治体があります。東京都の東大和市ですが、オンライン英会話を令和5年度から導入しました。導入の経緯は、生徒1人当たりの発話量を十分確保すること、個人差が出やすい生徒のスピーキングに応じた指導を行うのは職員1人では難しいとの認識で、オンライン英会話ならば生徒一人一人の発話量を増やせると考え、ALT、いわゆる外国語指導助手の派遣に代えて導入をしたそうであります。

実際に受講された生徒さんからの声として、「前まではスピーキングはあまりできなかったけれども、オンライン英会話レッスンを始めてから外国人の方に道を聞かれたときなど非常に役に立った」、「前は正しい文法にしなきゃと全然話せなかったけれども、単語でもいいからしゃべってみよう、伝えていこうという意識が高くなった」、「話すことへの抵抗感がなくなり、話す力がすごく身についた」などの声があります。

また、オンライン英会話は子どもたちが直接生きた英語と接し、日本にしながら異文化に触れることができる。先ほどの東大和市の子どもたちの感想でも、「英会話教室とは違い、オンライン英会話は海外に住んでいる人と話せるので、現地の文化も知ることができて興味深かった」という声も出ております。そして、日本にしながらにして異文化に触れることができる、その体験は英語への興味関心を育み、自ら学ぶ意欲の原動力にもなります。

また、このオンライン英会話は自宅からの参加も可能になりますので、学校に通えない児童生徒も学習ができるという利点がありますので、将来的にはこのような授業も行っていただきたいなと思います。

では次に、中学校の学生服のリユースについて伺います。

子どもの晴れやかな進学をお祝いする時期が近づく頃、保護者を悩ませるのは制服、学用品の購入です。進学費用だけでも一定の金額がかかる上に、制服や学用品は学校側から指定されることがほとんどで、自分で用意することができないため、なかなか節約もできません。中には経済的な事情で冬服のスカートが買えなくて、夏服をそのまま転用している、サイズアウトした制服を使い回しているという家庭もあり、深刻な課題となることもあります。

これも事前に資料を頂きました。今現在、男子学生服が5万2,470円かかります。女子学生服が4万8,300円、若干女子のほうが安いですが、学生服、プラス上履き、かばん、運動着、ヘルメット、備品関係等々合わせるとやはり10万円ぐらいは必要になるのですね。

そこですすが、小学校では体操着の、PTAさんが中心となりやっているところなのですが、中学校もぜひ、そういう例があるので、町が受皿となって推進していただきたいなと思いますけれども、その辺はどのようでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

中学生の制服のリユースといったようなところで、やはり入学時に準備するといったようなもので、いろいろ制服等々を含めると、先ほど議員おっしゃるとおり、10万円ぐらいかかってくるといったようなお話になるかなと思います。

それで、先ほども教育長の答弁にもありましたが、小学校ではそういった取り組みは実際にやってきているというようなこともございますし、中学校では個人間でそういったことをしているというようなお話も実際には伺っているというようなところではございます。個人間でできる方々はよろしいのでしょうかけれども、どこに相談していいかというようなところもございますので、中学生の制服のリユースにつきましては、小学校での実績もございますので、そういったものを参考にしながらということと、近くでは奥州市さんでも取り組んでいるというような事例もございますので、学校やPTAさんと連携しながら、地域の協力いただける団体であったり、または民間業者との協働という実効性のある仕組みづくりといったようなものを研究してまいりたいと思っております。

いずれにいたしましても、教育委員会ではこういったニーズがあるかというのは今のところ把握していない状況もありますので、そういったところも今後、ニーズ調査にも努めていきたいなとは考えております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

大変な家庭に寄り添って、ぜひ町も受皿になって、実行していただきたいなと思います。

以上で、一般質問を終わります。

議長（高橋拓生君）

これで大友仁子議員の質問を終わります。

引き続き、通告3番、千葉多嘉男議員、登壇、質問願います。

2番、千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

通告3番、千葉多嘉男です。

それでは、通告に基づきまして質問をさせていただきます。

まず最初に、住民及び観光客の交通確保についてでございますが、平泉町においては、新型コロナウイルス感染症の影響による公共交通利用者及び観光客の入り込みの減少をはじめ、担い手となる運転手の人材不足が深刻化しており、公共交通体系の維持に支障が生じていると認識しております。

高齢化の進展による高齢者等の生活の不安も解消するほか、町を訪れた観光客の不便さを解消するための公共交通体系の構築が喫緊の課題となっていることから、令和7年3月に平泉町地域公共交通計画を策定され、計画の推進を図っておりますが、町の課題となっている公共交通空白地帯解消に向けた取り組みについて、2項目を質問いたします。

まず、1つ目のライドシェアの取り組みについてでございます。

平泉町は世界遺産を有する観光地として、国内外より多くの来訪者を迎えております。直近の令和5年の観光入り込み客数は153万人で、コロナ禍前の230万人にはまだ戻っておりませんが、昨今のインバウンドの増加などにより回復傾向となっており、町の観光振興にもありますように、5年後に220万人という目標も実現可能と期待しております。

しかし、その一方で、それらを迎え入れる観光二次交通は、コロナ禍の中、令和2年度より、巡回バスるんるんが土日のみの運行となり、現在もそれが続いております。それらを補完するタクシーも運転手不足により台数が減り、長時間の順番待ちが発生しているとのことで、観光客に迷惑をかけていると観光関係者からお話をいただいております。

町内においては高齢化が進み、買物や通院等、日常における交通確保に支障を来しており、コミュニティバスの運行により、ある程度の移動手段の確保はされておりますが、住民が必要とする時期、時間帯に利用できないことが課題となっていると思っております。

日中の観光客のいる時間帯はバス、タクシーもまだありますが、夜間になると一斉に減ってしまい、タクシーも1台くらいしかなくなる状況であります。よって、たまに町なかで飲酒を伴う集まりに参加しても、タクシーの予約がなかなか取れず長時間待たされたり、やむなく早い時間帯に家の人に車で迎えに来てもらうというふうなのが現状であると、飲食関係者等、利用者の方からお話をいただいているところです。

そこで、地域交通の担い手、移動の不足解消のため、国の公共交通対策としてライドシェアが制度化されております。県内では既に北上市、紫波町、岩泉町において運営を開始、または実証運行中と聞いております。住民及び観光客の交通手段の確保を図るため、町としてライドシェア制度について活用する考えがあるか伺います。

2点目でございます。

カーシェアリングの取り組みについて。

遠野市において、JR東日本、トヨタ自動車などと連携し、平日は公用車として、土日祝日は観光客や住人が活用するハイブリッド車3台を導入し、将来的な実用化や東北の他エリアでも導入を見据えたカーシェアリングの実証実験を開始しておりますが、平泉町としても実証実験の結果次第で実用に向けて取り組みを検討すべきだが、考えを伺います。

次、2項目でございますが、少子化に伴う複式学級への移行について。

少子化の進行により、町内の小学校において学年ごとの児童数が減少しており、数年後には、長島小学校が複式学級の基準となる児童数にまで減少することが見込まれておりますが、複式学級への移行や学校運営の在り方について、町の方針を伺います。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

千葉多嘉男議員からのご質問にお答えします。

初めに、住民及び観光客の交通確保に係るライドシェアの取り組みについてのご質問がありました。

ライドシェアにつきましては、法制度や実施自治体の違いによってライドシェアの名称が異なり、以前から制度のあった自家用有償運送が近年になって自治体ライドシェア、または公共ライドシェアと呼ばれており、当町では国の許可を得て運行しております平泉町コミュニティバスが自治体ライドシェアに該当いたします。一方、タクシー事業者の管理の下で、地域の自家用車や一般ドライバーを活用して有償で運送サービスを提供するものが日本版ライドシェアと呼ばれており、当町のほかに近隣市において導入の実績はありません。

こうしたライドシェアは既存のバス、タクシー事業者による輸送サービスの提供が困難で、交通空白が顕在化している場合などに、新たに仕組みとして選択肢となり得るものと認識しておりますが、今年10月から平泉町コミュニティバスの運行ルートを見直したことで、町内における交通空白地が解消されたことや、交通事業者からは、現時点ではライドシェアを導入するまで逼迫した状況ではないと回答を得ておりますことから、現段階では新たなライドシェアの導入は考えておりません。

しかしながら、今後、交通事業者の運転手不足などによってサービスの提供に支障を来すような状況になれば、新たな仕組みとして検討する必要があると考えますので、引き続き交通事業者と連携を密にし、他自治体の事例も把握しながら、状況に応じて対応してまいります。

次に、カーシェアリングの取り組みについてであります。県内では遠野市においてハイブリッド車3台を導入し、平日は公用車として使用し、休日は観光客や住民がレンタカーとして活用できる実証実験を開始したと伺っております。この実証実験は、鉄道で訪れる観光客の二次交通手段の確保や、環境負荷の低減といった課題の解決を目的に、遠野市と民間企業が連携して取り組んでおり、JR東日本が企画・進行支援、JR東日本企画がデータ分析、トヨタ自動車は公用車とスマートフォンアプリを含むカーシェアサービスの提供をそれぞれ担当し、ハイブリッド車の環境負荷の低減効果の検証や、レンタカー不足の課題解決を図るために行われているものと認識しております。

ライドシェアとともに、新しい仕組みでありますので、検証結果を注視するとともに、カーシェアリングに限らず、地域公共交通を維持するにはどのような方法がふさわしいのか、地域にとってどのような形がいいのか、引き続き交通事業者や関係機関・団体などと情報交換しながら、地域公共交通の維持・確保に向けた様々な仕組みを研究してまいります。

私からは以上です。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

千葉多嘉男議員からのご質問にお答えいたします。

少子化に伴う複式学級への移行や、学校運営の在り方についてのご質問がありました。

当町におきましては、少子化の進行により、町内の小学校で児童数が継続的に減少しており

ます。特に、長島小学校ではその傾向が進んでおり、現在の推計では、令和10年度に第2学年と第3学年が複式学級として編制される見込みであり、令和13年度には全学年が複式学級となる見通しとなっております。

複式学級は少人数のよさを生かした細やかな学習指導や、異学年交流による学びの広がりなど、教育的なメリットがある一方で、学習指導の工夫や教員の負担軽減、学校運営体制の確保が不可欠であります。そのため、複式編制が見込まれる段階から学校と教育委員会が連携し、教育効果を確保しつつ円滑な学校運営を行っていくため、指導計画の工夫やICT端末を活用、支援員の配置など、様々な体制整備を進めていく必要があります。

また、児童数の減少により複式学級となる場合には、事前に保護者に対して十分な説明を行い、学校運営協議会や地域の意見も踏まえながら、複式学級としての教育効果を最大限確保できる運営体制を整え、児童一人一人の学びを保障するとともに、教員の負担軽減に配慮した運営を目指してまいります。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2番（千葉多嘉男君）

それでは、ライドシェアの取り組みについてから再質問させていただきます。

現段階では、新たなライドシェアの導入については考えていないということですが、状況によっては対応するという事なので、対応いただくことを期待して、再質問をさせていただきます。

まず、住民が生活の中で利用する交通及び観光客を出迎えすべく観光二次交通は依然として脆弱であり、まずはこれらの状況について町としてはどこまで確認し、問題意識を思っておられるのかお伺いします。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

本町における公共交通網といたしましては、鉄道、路線バス、タクシー、福祉有償運送のほか、町で運行しておりますコミュニティバスなどが公共交通としては挙げられますが、先ほど町長の答弁の中にもありましたとおり、コミュニティバスにつきましては、10月から運行ルートを見直したことによりまして、平泉の大平地区ですが交通空白地でしたけれども、それを解消したというところであります。

コミュニティバスは1日2便、そして週2回という限られた運行でございますので、ご不便もあろうかというふうには思いますが、病院や買物といった生活の中で重要な部分については、対応できるように努めているところでございます。コミュニティバスで補えない部分につきましては、路線バスやタクシーなどの活用についてご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、もう一点の観光二次交通についてでございますが、県交通において現在、4月か

ら11月期間限定であります。土日祝日に巡回バスを運行しているところでございますが、この期間外、それから平日については路線バスを、一関から瀬原までの路線バスですが、これを観光客も利用できるように、以前は駅まで真っすぐでしたけれども、今は毛越寺経由ということで、ルートを変更して対応しているほか、語り部タクシーであったりとか、あとはレンタサイクル、これらなどでも対応しているところでございます。

巡回バスを運行するものの運行、以前のように期間限定ではなくて年間を通じて、それから土日祝日のみならず、平日も運行してほしいというふうな旨につきましては、県交通にも町としてもお願いをしているところでございますが、現状では厳しいというふうな回答を得ておりまして、県交通における対応は現状のとおりというところでございます。ご不便をおかけしているところでございますが、ご理解をお願いしたいというふうに思います。

議長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2番（千葉多嘉男君）

先ほども話はしましたが、令和7年3月に策定した地域公共交通計画において、それらの課題を5年間でどのようにして解決しようとしているのか、具体的な施策も交えて伺います。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

交通計画では4つの課題、細かくは申し上げませんが、まず公共交通を利用させていただくということであったりとか、あと継続した公共交通の維持のための新たな方策というふうなものを含めて、4つの課題を定めております。

具体の施策としては、先ほど申し上げました今年10月からのコミュニティバスの運行ルートや時刻の見直しを行ったほか、まずは公共交通に触れていただくということで、そこから公共交通などをどのように利用していけばいいかということを考えてもらう機会として、モビリティ・マネジメントというものの取り組みを今年度から行っております。現在、コミュニティバスの利用促進に向けまして、無料で利用いただけるお試乗車を、行政区ごとに取り組んでいるところでございます。

また、公共交通マップ、今後作成していきますが、こういった取り組みであったりとか、あとはレンタサイクル、今後も拡充される予定というふうに伺っておりますし、それから新たなモビリティの導入などについても検討するというところで、計画のほうには盛り込んでおります。一方で、公共交通だけということではなくて平泉にゆっくり滞在してもらうということも、平泉としては課題の大きなところでございますので、公共交通とまち歩き、これを組み合わせた取り組みなど、乗り物だけに頼らない観光についても模索するなど、今後5年間で交通事業者と関係団体と一体となって取り組むこととしているところでございます。

議長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

今、答弁の中で、乗り物だけに頼らない、平泉らしい観光についても模索するということがありますが、町内を歩いて散策いただくためにも、魅力ある町並みの整備とか、新たな観光ルートの開発を進めていくということでの理解でよろしいか、伺います。

議長（高橋拓生君）

菊地観光商工課長。

観光商工課長（菊地隆一君）

町内を歩いて散策いただくための魅力あるまちの整備と、新たな観光ルートの開発ということで、基本的にはそれらを含めて進めていくという方向となっております。本町の観光の課題としては、通過型観光から滞在型観光への転換というものをこれまでも求められておりましたけれども、そのためには飲食店であるとか、宿泊施設の整備も含めた官民一体となった様々な取り組みが必要になってくるというふうに考えております。

6月会議でも同様の質問があったところでありますけれども、メインとなる中尊寺通りと毛越寺通りの魅力ある町並みの整備等により、観光客の入込数の増加に加えまして、滞在時間の増加、来訪者満足度の増加により本町の観光消費額を引き上げるということが重要であるというふうに考えております。これは観光振興計画の中でも目標を指標で取り上げているものでございますけれども、道路整備のほうでは、県のほうで中尊寺通り、毛越寺通り、電柱地中化工事のほうの整備が終わっておりますけれども、今後は空き店舗等の対策で、歩いて散策できる町並みの整備が必要と考えております。

この平泉町地域公共交通計画の中でゆったりと観光やまち歩きができる、安らぎを感じながら利用できる公共交通を目指すというふうにしておりますので、このことから、空き店舗等の対策を含めた、特にも中尊寺通りの活性化に向けた取り組みを新たに展開していくということで、魅力ある新たな観光ルートの開発も併せて進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

ライドシェアにおきましては、日本版ライドシェアと公共ライドシェア・自治体ライドシェアとに分類されており、事業主体の都合により事業選択できるようになっておりますが、事業内容の違いについてお伺いします。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

日本版ライドシェアと公共ライドシェア・自治体ライドシェア、大きく分けて2つに分類されますが、その違いについてでございます。

まず、日本版ライドシェアにつきましては、昨年4月からスタートした制度でございますが、タクシー事業者の管理の下で、地域の自家用車や一般ドライバーを活用して有償で運送サービスを提供するというふうな制度でございまして、タクシー事業を補完する制度ということになってございます。国が認可しました法人タクシー会社のみが運営に参加できますので、安全管理が徹底されるというふうな特徴がございます。また、乗り合いは原則として認められておりませんので、基本的にタクシー会社が自家用車を使用して有償で旅客を運送する形態ということになりますので、通常のタクシーと同様に、1つの予約に対して1組の旅客を運ぶというのが想定されているのが日本版ライドシェアということになります。

一方、公共ライドシェア、自治体ライドシェアにつきましては、従来から運行されております、当町でのコミュニティバスなどの自家用有償運送がこれに該当いたします。交通空白地や公共交通が不自由な地域での移動手段を補完することを目的としてございまして、地域の住民や利用者を効率的に運ぶために乗り合いが許可されているものでございます。

実施主体としては自治体、あるいはNPO法人等が実施主体となりまして、交通の利便性向上を図るための公共的な運用、乗り合い輸送サービスというふうなことで提供されるものが公共ライドシェア、自治体ライドシェアというものになります。

議長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2番（千葉多嘉男君）

既にライドシェアの取り組みをした、県内で実施しております北上市、紫波町、岩泉町における、その事業内容についても把握しているのであれば、お知らせ願いたいと思います。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

議員から通告をいただきました北上、紫波町、岩泉町の取り組みということで、お調べをさせていただきました。

北上市、紫波町、岩泉町、3つの事例でございますが、詳細には把握をしてございませんが、あくまで概略ということになりますけれども、北上市と岩泉町、この2つにつきましては、先ほどの分類でいいますと、日本版ライドシェアに該当をしております、いずれもタクシー事業者の管理の下で、地域の自家用車や一般ドライバーを活用しまして有償で運送サービスが提供されております。

このうち、岩泉町では午前7時台から午後7時まで12時間、それから北上市では夕方午後5時から翌朝の8時までということで、この時間帯に運行が国から許可をされているということで承知をしております。

一方、紫波町におきましては、公共ライドシェアのほうに該当してございまして、タクシー会社が管理する研修を終えた一般ドライバーによって運行されております。運行時間は午後5時から夜中の午前0時までということで、タクシーと同額での運賃ということで、車両は一般ド

ライバー所有のものではなくて、タクシー会社が所有する整備された車両によって運行されているというふうに承知をしております。

議長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

今、平泉町内で運行しておりますコミュニティバスの利用実績についてお伺いしたいと思います。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

コミュニティバスにつきましては、現在、町内で3ルート運行しております、平泉地区が1ルート、長島地区が2ルートでございますが、各ルートともに週に2日運行しております、1日に午前中、午後の2回運行をしております。今年度の4月から10月までの利用実績でございますが、1便当たりの乗車人数は平均で3人前後ということになっております。

コミュニティバスは、空白地域の住民の移動手段の確保が目的でございますので、人数にかかわらず、これは運行すべきものというふうに考えておまして、今後もより多くの皆さんにご利用いただけますように、先ほど申し上げました今実施しておりますお試乗車の機会を設けて、様々ご利用いただく機会を今後も設けていきたいというふうに考えてございます。

議長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

コミュニティバスにつきましては大体分かりましたが、それと町内における時期、時間帯におけるタクシー利用者の利用実態について把握しているか、お伺いします。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

この数字については、町としては常時把握しているものではございませんでしたので、一関地区タクシー業協同組合のほうに確認をさせていただきました。時期、時間帯ごとの具体的な数字は持ち合わせていないということでした。

なお、町内におけるタクシー台数につきましては、平日、休日問わず、日中は5台前後が稼働しているということです。午後7時以降については1台の稼働となっております、台数が足りない場合は一関市内から配車をしているということですが、一関市内からの配車については実績としては少ないというふうに伺っております。

議長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

今、夜間での利用実績は少ないという話でございますが、夜間に依頼しても長時間待たされるため、タクシーは諦めて早い時間に家の人に迎えに来てもらっているのが、私としては実情に感じております。

飲食店や利用者の方々から夜間の利用の実態について直接聞き取りすることも必要だと思いますが、見解を伺います。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

先ほども申し上げましたとおり、タクシー事業者においては現状の台数で対応できるというふうな判断をしているというふうに伺っておりますが、今後、利用の需要が高まる、あるいは要望の声があれば、それに応じた配車が可能になるのではないかなというふうに思っております。まずはそうした判断につきましては、第一義的にはタクシー事業者が判断をすると、そして取り組むべきものというふうに考えておりますので、現時点では、町として飲食店などからの聞き取りを行うということは想定しておりませんが、公共交通会議などの機会を捉えて、タクシー事業者と情報交換はしていきたいというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

これは私の見解ですが、夜間のタクシーの運行が不足しているということで、輸送サービスの提供が受けられない、いわゆる交通空白地と呼ばれる状態が長期化することで、自家用車を持たない住民が夜間に移動できないことと、飲食店を中心とした町内経済活動の停滞が懸念されることから、町の地域公共交通計画には記述がありませんでしたが、時期や時間帯の交通空白を埋めるための施策を何か考えてはいないか、また、夜間においては紫波町の取組を参考として、いわゆる平泉町版ライドシェア構築のため、まずは期間を限定した実証実験的な運行から始めてみる考えはないか、お伺いします。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

これも繰り返すにはなりますが、タクシー事業者においては現状でまずは対応をしていくというふうなことを伺っておりますが、一方で今後、現状は人員は不足していないということなのです。今後、人員不足、あるいは車両が不足するという場合には、タクシー事業者において取り組む日本版ライドシェアの導入を考える必要があるというふうに、タクシー事業者のほうで考えていくというふうな想定もしているというふうに伺っております。

ライドシェアの制度の趣旨でございますが、タクシーやバス事業者によるサービスの提供が困難な場合というふうになっておりますので、現状については、このタクシー事業者が対応できるというふうな状況と伺っている中では、まずは事業者で対応できる対応をお願いするとい

うふうなことでございます。

町としては、今後タクシー事業者で対応できない状況となる場合には、町としてもタクシー事業者と共に対策を検討していく必要があるというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

最後に、コミュニティバスにつきましては交通空白地域における住民の移動手段の確保が目的であるとの答弁がありましたことから、利用者の多少にかかわらず運行されていると思料されます。ライドシェアの運用につきましても同じことが言えるので、早期の事業着手を要望して、1つ目の質問を終わりにしたいと思います。

2項目めのカーシェアリングの取り組みにつきましては、まだ遠野市のほうでも試行中でございますが、路線バスが運行されていない達谷窟などの観光地までの交通手段としてはタクシー、レンタサイクル、レンタカー、徒歩等もありますが、このカーシェアリング導入により、観光客の選択肢の幅が広がり、滞在型観光の一助になると思われまますので、取り組みのほどをよろしく願いして、住民及び観光客の交通確保についての質問は終わらせていただきます。

次に、少子化に伴う複式学級への移行について再質問させていただきます。

複式学級となるための基準があれば、お知らせいただきたいと思います。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

複式学級の基準というようなご質問でございますが、こちらにつきましては、公立教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律におきまして、複式学級の基準は示されているというような状況でございます。

第1学年を含む場合には児童数の合計が8人以下になるように、また第1学年を含まない場合につきましては、児童数の合計が16人以下になるようにと定められているといったような状況でございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

長島小学校の児童数の現状と今後数年間の児童数の見込み、複式学級への移行を検討している学年があるかお伺いしたいと思います。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

長島小学校の児童数の現状と、今後の見込みでございますが、まず令和7年度現在でござい

ますが、こちら通常学級における児童数ということになります、1学年が9人、2学年が10人、3学年が8人、4学年が14人、5学年が10人、6学年が13人ということで、現在におきましては全学年で単式学級を編制している状況でございます。

今後の見通しにつきましては、現実的での児童数の推計によるものでございますが、令和10年度には1学年が6人、2学年が6人、3学年が10人、4学年が9人、5学年10人、6学年8人となり、令和10年度におきましては2学年と3学年の合計が16人となり、複式学級の基準に該当するといったような見込みでございます。

その後の令和11年度におきましては1学年6人、2学年6人、3学年6人、4学年10人、5学年9人、6学年10人となり、こちら基準にいきますと、2、3年生の合計でいくと12人、または3年生、4年生が16人といったような形になりますので、いずれかの組合せでの複式学級となる見込みでございます。

令和12年度におきましては1学年2人、2学年6人、3学年6人、4学年6人、5学年10人、6学年9人となり、単式の学級が2クラス、複式の学級が2クラスの編制になる見込みになってございます。ただし、その基準によりまして、どの学年を組み合わせるかといったようなところにつきましては、学校の教育方針であったり、児童の実態を踏まえて判断するため、現時点ではまだ確定はしていないといったような状況でございます。

さらに、令和13年度におきましては1年生が5人、2年生が2人、3学年が6人、4学年が6人、5学年が6人、6学年が10人となり、全ての学年において複式学級の基準に該当するといったような見込みでございます。

答弁したとおり、複式学級の移行につきましては、令和10年度以降段階的に進む見込みであり、具体的な複式学級の学年の組合せにつきましては、今後学校と協議しながら決定していくといったようなところになってございます。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

分かりました。

複式学級となる場合、学年が違う児童を指導することになりますが、授業の準備や教材の研究に多くの時間を要するため、教員の負担の増加や学習内容が複雑になり、児童の理解が難しくなるなどの問題点が挙げられますが、町としてどのように教育の質を確保していくか伺います。

議 長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

先ほど次長が回答いたしましたように、ここ数年で複式学級ができてまいります。

まず1番は、保護者や児童、地域の方にお話ししたいのは、複式学級になることが直ちに子

どもたちにとって不利になるとか、そういうような先入観をまず持たないでほしいということはお話ししていきたいというふうに考えております。小規模なら小規模ならではの教育効果が期待されておりますので、それを最大限に利用したいなというふうに思います。

岩手県では過去、全国的な中にも岩手県は複式学級を抱える学校は数多く存在しておりました。その中で複式学級の指導方法は様々な指導方法が確立されて、ノウハウが蓄積されました。ハンドブックも多数出ております。ですので、先輩方が築いたその実績をぜひ活用していきたいなというふうに考えております。

一方で、今どんどん学校が統合しておりまして、複式学級を抱える学校は逆に少なくなっております。先生方、教職員から見るとすごく不安になるということは、議員ご指摘のとおりだと思います。そこで、やはり教育委員会としましても複式学級を迎えるに当たって、まず保護者や児童にはしっかりと不安のないような説明をしていきたいし、それから教職員については、複式の指導方法について様々な研修会を用いながら、自信を持って複式学級を運営していったほしいなというふうに考えております。もう先の話ではありませんので、教育委員会としてもいろんな資料を積み上げていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

複式学級の移行については、まず今、教育長からも答弁ありましたけれども、保護者から学習面や学校生活に対しての不安の声が想定される中で、町として早い段階での情報提供を行い、理解をいただくことも必要だと思いますが、その所見をお伺いします。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

複式学級の移行に当たりましては、やはり学習面や学校生活に対する保護者等の不安といったような声は想定されるものでございます。

こういった不安を解消していくためには、やはり早い段階で情報をお伝えし、理解をいただくといったようなことが非常に重要ではないかなと思ってございます。教育委員会といたしましても学校と連携しながら、学校からの案内であったり、説明会等を通して、複式学級の仕組みやら、今後の複式学級の指導方法といったようなところや、児童への支援体制といったようなものについて、やはり保護者、地域等には分かりやすく説明していく必要があるものと思ってございます。こちらにつきましてもある程度早い段階でということ、進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

複式学級となった場合におきましては、小規模校ならではの教育方針があるかと思いますが、その中身、教育方針についての所見を伺いたいと思います。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

教育方針については、まずその学校の学校長がその地域の実態、子どもたちの実態を踏まえて決めていくもので、教育委員会から云々ということではないと思うのですが、やはり従来からその地区に学校があったわけですから、長く歴史のある学校ですので、複式学級になったからといって、その学校の教育方針が直ちに変わるということではないと思います。やはりその地域の特性を生かした、地域に愛される学校ということについては変わることはありませんので、今までの学校運営プラス小規模の学校を生かした集団づくりの学校を目指して考えていただきたいなというふうに考えております。

以上です。

議長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

最後になりますが、少子化が進む中で子どもたちが安心して学べる環境をつくり上げることは、これは町の責務だと思っております。複式学級の移行につきましては、地域の方々とも連携を図りながら早めの対応をお願いしたいと思います。

あわせまして、小規模校におきましては児童生徒1人当たりの学校維持費のほうが高くなり、行政にとりましては財政的な負担となるという指摘もありますので、将来に向け、統廃合を含めた町全体の学校運営について検討していただくことをお願いして、質問を終わらせていただきます。

議長（高橋拓生君）

これで千葉多嘉男議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

---

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時19分

---

議長（高橋拓生君）

それでは、再開いたします。

通告4番、真竈光幸議員、登壇、質問願います。

7番、真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

質問通告4番、真籠光幸でございます。

令和7年度の最後の12月会議に一般質問をさせていただきますことにまず感謝を申し上げます。

今朝のテレビニュースの中で、青森駅の積雪状況を目にすることができました。とうとう冬本番が始まりまして、青森駅を見ていてふと思ったのですが、東北新幹線が全面開通したのが平成22年12月4日、今日であります。克明に覚えているわけが実はありまして、その理由はここでは申し上げることはできませんが、上野発の夜行列車で8時間かけて着いた青森が、今、新青森駅まで3時間4分で着くという、時代の流れを感じることでございます。

今回質問いたしますのは、3件について質問をさせていただきます。

1件目は、人口減少を見据えたまちづくりについて伺います。

国は平成26年に地方創生を打ち出し、地方の人口減に歯止めをかけるため、各自治体が主体的に対策を講じるよう促してまいりました。しかし、外国人を含む日本の人口は平成26年から410万人減少、人口が増えた都道府県は東京と沖縄県だけで、一極集中の流れも変わっていません。

令和7年6月に閣議決定をいたしました地方創生2.0基本構想では、反省点として自治体間の人口の奪い合いにつながったとして、今後は人口減を前提に取り組むとしております。そのようなことを踏まえて、5項目、今回伺うものであります。

1件目は、人口減に対処する今後のまちづくりへの重点方針を伺います。

2件目は、シティプロモーションの有効性について見解を伺います。なるべく片仮名を使わないようにしていきたいと思いますが、学術用語でシティプロモーションと言っております。地域の売り込み、営業、セールスでございます。

3件目は、若者の定着・還流への取り組みについての方針と対策を伺います。

4件目は、移住・定住の促進への方針とその対策について伺います。

最後に、町内企業への2次、3次サプライヤーの進出誘致の推進について見解を伺います。

2件目は、高齢者支援対策について伺います。

独り暮らしの高齢者が増える一方、人手不足や物価高騰で介護施設が存続の危機にあります。

政府が6月に閣議決定した地方創生2.0基本構想の中では、単身高齢者や高齢夫婦が低料金で暮らせるシェアハウスの整備が盛り込まれました。各自治体が整備を主導し、今後3年間で100か所の設置を目指すとしている「小規模・地域共生ホーム」についての見解を伺います。

3件目は、クマから子どもを守る対策について2つ伺います。

各地でクマの出没が相次ぎ、人身被害数と死亡者数が過去に例を見ない緊急事態となっております。子どもを被害に遭わせぬよう緊急な対策が必要です。子どもの帰宅時の見守りについての対策を伺います。

2件目は、クマから子どもを守るため、ランドセルやかばんにつける携帯ラジオを配付できないか伺います。

質問は以上であります。簡潔な答弁をよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

真竈光幸議員からのご質問にお答えをいたします。

初めに、人口減少を見据えたまちづくりについて、今後の重点方針のご質問がありました。

人口減少は日本全体の問題ではありますが、平泉にも例外なくその波は押し寄せており、人口減少をいかに低減させていくかが課題であると認識しております。人口減少の要因としては、自然要因としての出生率の低下や、社会要因としての若者の転出などが挙げられますが、これらに対応するため、国による対策と併せて町としても若者の雇用の場の確保や、結婚から子育て期までの切れ目のない経済的支援などに特に力を入れているところであります。

また、これらの対策と併せて、今後も人口が減っていく中で地域に何が必要なのか、何を残さなければならないのかをしっかりと考え、見定めていく必要があります。この原動力になるのが町民の力、特に若者の活力でありますので、町民がまちづくりに参画する協働のまちづくりや、若者が町の未来を考え自ら行動することができる環境づくりを進めていきたいと考えております。

また、地域おこし協力隊やスパルタキャンプにより町外から平泉に移住し、まちづくり活動に積極的に関わり新たな活力が生まれておりますので、町により多くの人を呼び込んでいくことが重要と考えており、関係人口の維持、拡大にも積極的に取り組んでまいります。

次に、シティプロモーションの有効性についてであります。町の魅力を分かりやすく発信することで、町の特徴を知ってもらうことはもちろんのこと、世界遺産や農業遺産を生かした平泉のブランドイメージの確立、交流人口の増加、移住の促進、町民の町への愛着の醸成など、シティプロモーションは単なる宣伝ではなく、町の魅力を最大化し、共感を生み、行動を促す、総合的なまちづくりの戦略として有効であると認識しております。

現在、町では関係人口の拡大や移住の促進を目的として、毎年東京で開催される岩手県主催の移住フェアに参加し、移住に興味のある方などへ町の魅力を発信しており、相談者の中から「ふるさと住民」への登録に至った例もあるなど、東京圏における魅力の発信は有効であると考えております。また、移住希望者向けの情報をまとめた移住定住ガイド「ひらいずみライフ」の発行や、昨年度のホームページのリニューアルに合わせて移住者向けのサイトを新設するなどして、町の魅力を発信しているところであります。

次に、若者の定着・還流の取り組み方針と対策についてであります。若者が平泉に定着し、あるいは一度大学等で平泉を離れても、いずれは戻ってこられる環境をつくることは、人口減少や町の活性化のためには重要な要素であります。

このことから、町では、子どもたちが平泉を知り、今を見つめ、未来を考える「平泉学」に取り組んでおり、その成果として平泉の子供たちが町への愛着度が高いという傾向が見られるようになっており、将来の定着、Uターンにつながる要素になるものと考えております。

また、今年度、若者が活躍できる魅力ある平泉町の創造を目的として、「平泉町未来づくり

会議」を設置いたしましたので、若者世代からのご意見を伺うとともに、若者が自らまちづくりに関われる仕組みを一緒に考え、若者世代が住み続けたい、戻ってきたいと思えるようなまちづくりをさらに進めてまいります。

次に、移住・定住の促進への方針と対策についてであります。先ほど申しあげましたシティプロモーションとともに、実際に平泉の暮らしを体験する機会の創出も重要な要素であると考えております。

このことから、町では令和3年度からスパルタキャンプに取り組んでおりますが、講座期間中に1か月から2か月程度、平泉での暮らしを体験し、平泉の魅力に触れることで、これまで10人の移住につながっております。あわせて、講座終了後においても、将来的な移住先として選んでいただけるようなSNSの活用や、「ふるさと住民」として関係性を継続するなど、関係人口の維持・拡大を進めているところであります。

また、町外から移住を検討している方から、住まいに関する相談を受けるケースも多いことから、移住の受皿となる住まいの確保も重要であると考えております。町では現在、町営住宅を活用したお試し移住体験事業のほか、空き家・空き地バンクに取り組んでおりますが、空き家・空き地バンクの運営に地域おこし協力隊を配置したことから相談件数が大幅に増加しており、ケースに応じて課題を解決することで、9月末から11月上旬までの短期間で新たに4件の物件が登録につながっております。今後も移住者の受皿となる住まいを確保することで、移住の促進につなげてまいります。

次に、町内企業へのサプライヤーの進出誘致についてであります。特に自動車関連の製造業ではサプライヤー企業が多く、サプライヤー企業が周辺に位置することが双方のコスト削減、緊急時における事業継承など、企業活動における多くのメリットがあると認識しております。このことから、当町においては、フタバ平泉のサプライヤーである長島製作所が町内に立地したところであります。現在、町内で自動車関連の製造業を営む誘致企業では、サプライヤー企業として県内、県外のほか、海外との取引もあるとのことであります。現時点では、サプライヤー企業の集積は課題とは考えていないと伺っております。

したがいまして、当面は、現状のサプライヤー体制が継続されると考えておりますが、今後も町内の誘致企業や、特に愛知での企業ネットワークの場におけるサプライヤー企業との定期的な情報交換を行いながら、企業活動の動向を機敏に把握し、サプライヤー企業誘致の動きが出てくる場合には、町として伴走支援できるよう対応してまいります。

続いて、高齢者支援対策についてのご質問がありました。

地方創生2.0基本構想において、今後の人口及び生産年齢人口の減少を踏まえた施策の展開として、誰もが安心して暮らせる地域コミュニティと日常生活サービスを維持するため、「生涯活躍のまち」を進化させることとしています。その一つとして、年齢や障がいの有無を問わず様々な人が集い、それぞれ持つ能力を希望に応じて発揮し、生きがいを持って暮らすことができる「小規模・地域共生ホーム」の整備があります。

当町におきましても、人口減少や高齢化の進展に伴い、医療や福祉など日常生活に不可欠な

分野での人材不足が懸念されていることから、単身高齢者や障がい者などが生涯にわたって安心して暮らすことのできる環境を整えていくことが必要であると考えます。現時点では、政府が目指す「小規模・地域共生ホーム」の整備は予定しておりませんが、家庭や地域の互助であったり、高齢福祉や障害福祉サービスなどの社会資源を活用しながら、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる地域共生社会の実現に向け、引き続き努めてまいります。

私からは以上です。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

真竈光幸議員からのご質問にお答えいたします。

初めに、クマから子どもを守る対策のうち、帰宅時の見守り対策についてのご質問がありました。

昨今、当町においても山間部のみならず、人里や学校周辺でもクマの出没が目撃されており、子どもたちの登下校時の安全確保が大きな課題であると認識しております。特に下校時は子どもたちが1人で行動する場合があります、人的被害のリスクを軽減する観点から見守り体制の充実が求められています。

このような状況を踏まえ、当町ではクマが出没した際に迅速かつ適切な対応を行うため、クマ出没対応マニュアルを策定し、町内の小中学校に通知しております。各学校においては、このマニュアルに基づき、各学校の実情に応じた安全確保の取り組みを進めているところです。このマニュアルでは、クマの出没場所や危険度に応じて対応を区分しており、特に学校周辺など被害が発生するリスクが高い場所で出没が確認された場合には、児童生徒の下校方法を変更し、保護者への引渡しを行うなどより強化した安全対策を講じています。

また、連絡体制につきましては、迅速に情報が行き渡るよう仕組みを整えており、安心でんしよばと（メッセージ配信サービス）を活用することで、保護者等への情報共有を円滑に行える体制を確保しております。さらに、保護者の皆様に加え、スクールガードや地域の皆様のご協力を得ながら、児童生徒が安全に登下校できる仕組みを整えております。

引き続き、学校、保護者、地域、関係機関と連携し、子どもたちが安心して帰宅できる環境を確保するとともに、クマ出没に対する情報共有や必要に応じたマニュアルの見直しを行い、子どもたちの安全を最優先に必要な体制整備を進めてまいります。

次に、熊対策としての携帯ラジオの配付についてのご質問がありました。

当町におきましては、生活圏付近での熊の目撃情報が増加しており、児童生徒が通学時や放課後の移動中に遭遇するリスクが高まっている状況であると認識しております。このため、登下校の安全確保に向けた対策の一つとして、音によってクマに人の存在を知らせる手法は一定の効果があると考えられます。携帯ラジオも音によるクマとの遭遇回避に期待できる有効な手段の一つであると認識しております。

一方で、携帯ラジオの全児童生徒への一律配付に当たっては、耐久性や電池交換、音量調節、

安全性、児童生徒本人による管理のしやすさなどを踏まえ、十分に検討を行う必要があることから、クマ鈴や熊よけ笛など他の手段も含め、より効果的で安全な方法を選定することが重要であると考えております。今後は各手段の特性や安全性を十分に検討し、児童生徒が安心して使用できる安全確保手段を検討してまいります。

引き続き、学校や保護者等と連携し、児童生徒の安全確保を最優先に取り組むとともに、状況に応じて柔軟に対応し、児童生徒が安心して学校生活を送ることができる環境の整備に努めてまいります。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

大変丁寧に答弁いただきまして、ありがとうございました。

何件か再度お尋ねをいたします。

国の考える地方創生は人口の維持、増加を目指すという都市の拡大に主眼を置いてまいりました。多く自治体にとって人口を維持することは大変難しいと考えるものであります。むしろ人が減っていく中でどのように地域を活性化していくのかという都市の縮小を見据えた方策が必要なのではないかと思えます。そうした考えに基づいたコンパクトシティ構想についての見解を伺っておきます。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

今、議員からご指摘をいただきました人口減少の考え方について、地方創生ですね。国においても以前は地方創生で地方に人の流れをつくるということでしたが、今回は人口減少を正面から受け止めるというふうな表現に変わってきております。

なお、その地方創生についても今までの対策が十分ではなかったという国の総括も行われているところでございます。

その中でコンパクトシティということですが、以前のご質問にもありましたとおり、当町は県内で一番コンパクトなまちということで、そもそもそのコンパクトシティであるというふうな考えを持っております。その中で公共交通での移動手段も必要最低限ではございますが確保しつつ、町全体のこのコンパクトさを生かしたまちづくりというものを継続してきているところでございますので、改めてこの平泉町を細分化してコンパクトシティのようなところをつくっていくということではなくて、さらにこのコンパクトを生かしたまちづくりを進めていくというふうに主眼を置いていきたいというふうに思っております。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

スモールとコンパクトは全く概念が違うわけでありませう。

今までの空間に減少する人口が点在する近未来のまちの姿を見据えれば、住民へのサービスの効率化と減少に伴う高齢者の生活のしづらさ、こういったものに対して補うことへの備えは、やはりコンパクトシティの概念の中では有効であると思ひますが、その見解を伺っておきます。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

確かに人が移動するというふうな考えだけでいえば、コンパクトのよさということで、もうそのとおり、ご指摘のとおりだというふうに思ひます。

地方創生2.0の中でもデジタルであったり、AIであったりというふうな活用ということも記載をされておひまして、これらがこれまでの人が動くものではなくて、動かなくてもサービスが受けられるというものも含まれているというふうに思ひますので、その地方創生2.0の基本姿勢については、当町でもそれに基づいた取り組みを様々、今後展開していかなければならないというふうに思ひておひますし、現在、人口ビジョンの見直し作業を進めておひまして、それと併せて総合戦略も策定をすると。その中でもそのデジタル化というふうな要素をちりばめながら、さらに住みよいまち、高齢者にとっても優しいまちというのは含めていくということにしておひますので、その中で十分反映できるようにしてまいりたいと思ひておひます。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

テーマがちょっと大きくてかなり時間がかかってしまいますので、次へ急ぎたいと思ひますが、いわゆるシティプロモーション、地域の売り込み、この場合は町の売り込みと言ひていいかと思ひますが、このシティセールスのことで、移住者の獲得を念頭にした質問で伺ひていきます。

地域を売り込むためには、この地域のブランドの構築が必要になると思ひますが、営業でいえば、何を売るのか、目的は絞られているのか、ターゲットは誰なのか、町が抱えている課題は何なのかといった点が整理されているかどうか、いわゆるマーケティングであります、答弁の中で世界遺産、農業遺産を生かしたブランドイメージの確立をするのだというふうに言ひておひしましたが、移住を希望する方にとって、そのことがいわゆるキラーコンテンツという言い方も、片仮名を使わないといいながら言ひてしまいますが、有効な武器として捉えられている側面があるものではないかと、伺ひます。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

シティプロモーション、町の売り込みということで、これは不特定多数に、全員に届くというのはなかなか、これは共感をしない、刺さる方には刺さるということなのですが、マーケテ

ィング上はやはりターゲットを絞っていくということが非常に重要だというふうに思っております。ですので、町としてもシティプロモーションの際は全員にということではなくて、やっぱり移住などを検討されている方、こういった方をターゲットにということに取り組んでいるところでございます。

その中でやはり平泉の強みは日本遺産、世界遺産、農業遺産も含めてなのですが、遺産のあるまち、これをいかに魅力に感じていただけるか、そして子どもたちから取り組んでいる平泉学を通じて地域への愛着度、そしてそこが若者にどう活動につながって、そしてお年を召しても暮らしやすいまちになるかというところがやはり大きな要素だというふうに思います。やはり第一印象というのが大事でございます、そこはやっぱり世界遺産であったり、農業遺産であったりというふうなところを一番前に前面に押し出してやはり目に留まるように、そこから町の施策を訴えていくというふうなイメージで考えております。

なお、世界遺産、遺跡のまちにやはり住みたいというふうに思っている方であったりとか、農業遺産のところでは農業をしたいという方なども、そういう層というのは一定程度いると思いますので、今後はやはりそういうところに届く、今までなかなか、世界遺産の遺跡のまちに住みましょうという言葉であったりとか、日本農業遺産で農業をしましょうという言葉はあまり使ってこないのですけれども、やはりそういったターゲットを絞るということは重要だと思いますので、今後検討していきたいというふうに思います。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

やっぱり町のブランドとして大きな材料になる遺産関係は大きな武器になると思うのですが、それに対するメッセージというのは、キャッチコピー的なものと捉えればいいのでしょうか、例えば人口を、移住者を獲得する先進地の中で千葉県流山市がありますけれども、つとに有名なわけですが、子育て支援、それからそういった政策が非常に有効に働いて人口を大きく移住者を伸ばした実績があるわけですが、その流山市のキャッチコピー、いわゆるブランドイメージを発信するメッセージとして「母になるなら、流山」という、こういったコピーを、例えば四国は、愛媛県の西条市も同じようにそういったキャッチコピーを用意しております。

やっぱり町のブランドをターゲットに共感を植え付けるような発信、これはぜひ検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

私もそういった各自治体のメッセージはよく見ます。何とか日本一であったりとか、やはりそういったところから、先ほども申し上げましたとおり、第一印象、そこからまず引き込んでいくということは非常に大事だと思います。

今年度、未来づくり会議で高校生9人、それから若い方、40代以下の方12人、合わせて21人

で今活動をスタートしております。現状は総合計画後期基本計画の策定に携わっていただいておりますが、これから本格的に始動していきますので、そういった若者のご意見、それからアイデアも受けながら、ぜひそこは検討していきたいというふうに思っています。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

若者の会議について、また後ほどお伺いしたいと思いますが、課長が言われるように、世界遺産というブランドを活用して町の認知度をまず向上させる、それから関係人口、情報交流人口、協働人口を増やすことで移住者、もしくは企業誘致も目指せる流れになるとの考えには非常に共感をするとところであります。

移住者が平泉に住むということを決める要素についても割り出しといいますか、まず1つには子どもの教育環境が一番重要だと思うのですが、これはどうか。

それから、2つ目に子育てに対する手厚い支援があるのか、ないのか。

もう一つが、子育て世代が暮らせる十分なスペースの住宅があるのか。

最後に、定住までの家賃の助成などのメリットがどれだけあるのかといったことが数ある町の中で平泉を選んでいただける要素になる、こういったコンテンツをどうやってつくっていくのかが問われるのではないかと。そのためには、この答弁でおっしゃられるように、例えば移住を考えている方々へのPRとかということではなくて、やっぱり絞って、私は個人的には子育て世代をターゲットにしたプロモーション活動をやっていくべきだと思いますが、見解を伺います。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

特に若い世代、子育て世代の移住先として選ばれる大きな要素であるというふうには考えてございます。ただ一方で、そのことが先ほど議員も前段でおっしゃってございましたけれども、自治体間の奪い合いになっているという部分もございまして、当町のような小規模な財政の自治体ではなかなか大きな施策を打てないというのも実態でございまして。

これまでスパルタキャンプからも10人ほど移住をしておりますが、子育て世代というのは今まではないわけで、こういった方々が平泉を魅力に感じて住み続けていただいているという状況についても一方ではございますので、そういったところはまずは進めていきたいということと、全体的にば一っと移住政策、あとは支援策をお知らせして、ここに来る方を募集するというのは、やっぱり先ほどのような奪い合いの中ではなかなか限界があるというふうに思っております。ある研究結果では、以前にも申し上げましたけれども、移住先の決定の要素としては地縁だったり血縁だったりということで、何らかの関わりがある地に移住する方が約8割という結果も、研究者の結果の中では出ておりますので、今、実は県の県南局でもそういう発想の下で、関係人口から移住を呼び込もうというふうな取り組みを進めておるところでございま

して、当町においても、このスパルタキャンプはそういったところに着目をしたというところ  
でございます。

現在、OBが130人ほどおりますので、これを維持しながら、移住につなげていくということ  
をまずは考えておりますが、それとあわせて、当然、現在取り組んでいる子育て支援策につい  
ても一定程度数多くはやっておりますので、そういったことも併せて周知をして、選んでいた  
だけるまちづくりを今後も継続的に進めていきたいというふうに考えております。

議 長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

若者の定着と還流について伺います。

還流とはその名のとおり再び元へ流れ戻るという意味ではありますが、地域から都市部へ移住  
した人が再び生まれ故郷に戻る現象のことをいいます。帰巢本能と言ってもいいのかもしれま  
せんが。答弁の中では、平泉学というのは非常に有効に効果として現れているのだと、子ども  
たちの町への愛着度が非常に増していると、その効果としてあるのだと。片仮名を使ってしま  
うとシビックプライドという、いわゆる住民の誇り、そこに住んでいる者の誇りが醸成されて  
いるのだということ述べられました。非常に大事な視点だと私も思います。

一方で、本町にはやっぱり高校がないというのが非常に悪影響を及ぼすものがあると思いま  
す。学卒者の町外流出が課題となります。若者の定着と町内企業への就職を促す学校との就職  
支援協定の在り方についてどのように考えられているか伺います。

議 長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

Uターンというところでございますけれども、平泉学のこれまでの積み上げの中で、過去に  
中学生と町長が懇談した際に、高校、大学がないので、一度は出るけれども戻ってきたいと。  
その中で働く場をつくっておいてほしいということの要望があったところでございます。やは  
り戻ってくるには働く場、そして住まい、昔であれば二世帯、三世帯同居ということもあつた  
のですが、今は平泉においても核家族ということが多い状況も続いておりますので、その中で  
当然戻ってきて家に住むということもありますが、そうではなくても平泉に住める環境とい  
うのも一方では必要なのかなというふうに思っております。

高校がないということで、就職先、高校との懇談、町として独自に取り組んでいるというこ  
とはございませんけれども、広域で高校のほうに伺い、あるいは商工会、商工会議所等々の連  
携の中で、高校生を地元就職というふうな活動については行っておりますが、さらに踏み込ん  
だこととなるとまだそこまではいっておりませんが、例えば町内であれば、町内にも誘  
致企業ございます。やっぱり地元の誘致企業の方からは、平泉町民の方を優先して採用したい  
というお言葉もいただいておりますので、そこをつなげる方策も必要だなというふうには考え  
ております。

まずは、中学生は例えば町内のフタバさんは知っているけれども、親御さんが分からないというふうな状況もだんだん見えてきておりますので、例えば親御さんに対する工場見学であったりとか、そういったことなども今後機会があれば検討していきたいなというふうに思っております。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

人口減少を緩やかにするには町から出さない、人口を流出させない、結婚を奨励して子どもを産んでもらう、こうしたことしかないわけですね。多くの人々が幼少期や青年期に生活した地域へいつかは戻りたいと考える傾向があると言われております。そこにふるさとへの愛着を高める施策、先ほど課長が答弁されましたその平泉学が非常に有効なものであると思います。

帰郷者、いわゆる帰ってくる方々も、例えば行政への再就職、もしくは企業への支援などの人口還流を、まち・ひと・しごと創生総合戦略の柱にすることについて見解を伺います。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

先ほども申し上げましたとおり、Uターンを決める大きな要素は働く場だというふうに思います。その中で町内の限られている企業ということもございますので、その中で役場も含めてということもございますけれども、今はすぐ役場をどうのこうのというのは考えておりませんが、やっぱり観光商工課のほうでもUターンの方への支援ということもやっております。あとは住まいのアパート支援とか、そういったことにも取り組んでおりますので、それで十分かと言われるれば、Uターンを決める大きな要素としてはまだ至っていない部分もあろうかというふうに思います。そういった視点も含めて今検討しております総合戦略に向けて、人口減少問題の対策プロジェクトチームでもアイデアを出し合っていきたいというふうに思います。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

平泉町未来づくり会議について述べられておりましたが、例えば岡山県の事例としては、美咲町という町がありまして、地域未来計画と銘打って、中学生以上の住民全員からアンケートを取って、その結果を基にして町の未来計画をつくっているという事例がございます。課長が言われているその未来づくり会議、若い人たちの意見を反映しながら施策に反映をしていくという、考えを取り入れていくという趣旨をお話しされましたので、ぜひその事例を参照していただきたいというふうに思います。

移住・定住の促進について伺います。

これは先ほど来と違って、転入という捉え方で伺います。

移住促進が都市部をターゲットにした戦略であるとするれば、転入は近隣地域からの引っ越し

を意図する戦略と捉えています。

町内には大きな企業、町内の企業に勤める人たちが今現在どこに住んでいるのか、こういった調査、マーケティングですね。それから、その方に対する移住へのプロモーション、こうした展開についての見解を伺います。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

町内企業における町民か町外の方かというふうなところについては、現状は把握してございません。

なお、その住居についても把握はしていないというところです。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

これは有効なプロモーションのターゲットであると思いますので、この町内企業に勤めている方、近隣市町から通って来られる方の、ここはやっぱり企業、もしくはその住まわれている場所が分からないということであれば、できるかどうかは企業へ調査依頼をかけてもその情報誌、住んでいるところの情報誌へ広告を打つべきではありませんか。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

住まいと勤める場所が近いというのは非常にメリットもあるというふうに思います。ただ、現状として呼びかける、先ほども申し上げましたとおり、まだ住まいの課題もございまして、その辺をもう少し整理をさせていただいた上でできるかどうかについても、企業とも懇談する機会がありますので、話題にしてみたいというふうには思います。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

ぜひ、それは一番身近なターゲットで、確実にそこに住まわれている方は子育て世代だと思われまますから、有効なターゲットの絞り込みとしてぜひ検討いただきたいというふうに思います。

別の観点から、地域おこし協力隊によるスマホアプリを開発で、例えば先ほど来言っております町の魅力の発信、世界遺産、農業遺産、それから水かけ神輿のような観光コンテンツを発信するプロモーションの動画の配信、これは検討できませんか。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

他の自治体では地域おこし協力隊がSNS発信、あるいは動画配信を担っている隊員を配置しているというふうな事例も承知をしているところでございます。

PRの方法というのはたくさんあるわけでございますが、これもターゲットをどこにするかによって決まってくるかなというふうに思いますので、地域おこし協力隊としてそういった隊員を配置するという自体は承知して、平泉にも有効ではないかというふうな検討をしたことはございますので、今後の採用の中で改めて検討していきたいというふうに思います。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7番（真竈光幸君）

人口減少は避けようのない課題で、なかなか解消する有効な手だてはないのですけれども、先ほど来課長が答弁されているような、やっぱり縮小しても元気なまちづくりをしていく、そのためにやっぱり部分的であれ、コンパクトシティの概念はぜひ絶対必要なことだというふうに思います。そして、課長が言われている交流人口、協働人口、関係人口など、町で一緒に働いていただける、いわゆる協働人口とでも言うのですかね。それから、活動人口とでも言うのでしょうか。こういったものを増やす取り組みには100%賛同するものであります。

地域づくりは多様な関係者と共に創生していくことが望ましいと考えますことから、より一層、有効的な絞り込んだ戦略をもって取り組まれるように申し上げておきたいと思っております。

最後に、町内企業へのサプライヤー、この場合、下請だけではなくて材料供給も視野にしたことを申し上げておりますが、この進出誘致についてであります。これは宮城県大衡村のトヨタ自動車東日本をよく出されるのです。地方自治体維持可能性分析レポートというものがありまして、東北地方で唯一自立持続可能性自治体に区分されています。それは、このトヨタ自動車にまつわるその2次、3次サプライヤーの獲得に成功した、そして、その工業団地の周辺に住宅団地の造成が特例で県が認めてくれたということが非常に大きかったと言っております。そのために村外へ出る人も抑えられた。まして移住者も増えた。昔は原っぱで何もなかったところなのですが、今は万葉の里ではありませんけれども、すばらしい環境の村になっております。

参考までにそういったことももう一度、そのサプライヤー、せつかく呼び込んだ大きな成果の企業誘致にプラスアルファをつけて、さらなる人口の呼び込みに向けて取り組んでいただければいいのかなと思います。

高齢者のシェアハウスについて伺います。

令和7年9月15日の敬老の日になんで、総務省が14日に公表した人口推計によりますと、65歳以上の高齢者は全国に3,691万人でありました。総人口に占める割合が29.4%で過去最高を更新しております。単身で暮らす人も多く、生活支援の充実や安心して暮らせる住まいの確保が課題となっております。

地方創生基本構想で想定いたしますのは、個室を備えた小規模なシェアハウスで、介護施設や障がい者グループホームを併設し、地方創生交付金で補充するとしています。独り暮らし高

齢者の増加と介護施設の人手不足、運営コストの高騰による厳しい経営状況が背景にあるからであります。

以前の一般質問でも伺っておりますが、厳冬期の高齢者生活支援策として、この交付金事業を活用できるのではないかと、これもまたコンパクトシティの戦略に沿った捉え方だと考えますが、いかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

菅野保健センター所長

保健センター所長（菅野文子君）

厳冬期の高齢者の独り暮らしの方の住まいというところでございますが、地方創生2.0におきましては、今後、人口減少、高齢化の進展に伴っていく中で、介護人材の不足、医療や福祉の人材不足というところで、単身の高齢者も、障がい者なども安心して暮らすことのできる環境を整備していくということが必要だというふうになってございます。その中で、特に厳冬期におきましては、平泉でいえば、雪かきもありますし、買物、暖房に灯油を入れたりというところで、そういったいろいろな日常生活を送る上での様々な課題を抱える世帯があるということで認識しております。

そのような中で、こちらの小規模・地域共生型ホームというところも推奨されているようでございますが、答弁にもありましたとおり、現段階ではそういった制度を活用しての小規模・地域共生ホームの整備を予定してはございませんが、引き続き地域における互助ですとか、それから高齢福祉、それから介護保険のサービスなども活用しながら、安心して暮らせるというところを支援してまいりたいと考えております。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

答弁の中では、高齢福祉や障害福祉サービスは社会資本に任せて、住み慣れた地域で安心して暮らせる地域共生社会の実現に向けて引き続き努めますと、先ほども答弁なさいました。具体的にどうするのかという考えは残念ながら示されませんでした。住み慣れた地域で、加齢によって、年々住み慣れた地域で安心して暮らせなくなっている方々についての備えをどうするのかということをご検討を深めて、今度の地方創生の基本構想で示されているような内容に基づいて、そういう構想を活用しながら、手当てができるような施策を考えていただきたい、そのように思います。

時間がないので、最後にクマですが、子どもをクマから守るためにどう対策を取るのか。

いつでもどこでもベアですから、クマの被害に遭わないために登下校時の安全を確保するため、花巻市ではタクシーによる送迎の予算を確保しました。本町におきましても、迎えに来られない家庭の子どもたちの安全を確保するため、タクシー送迎費用を教育振興費の補正として取り入れる考えはありませんか。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

そういった他市町村による事例というのは承知しているところではございますが、現段階で平泉町におきましては、今年度やはりこういったクマの出没が頻繁に起きているというようなことで、当町におきましてもクマの出没対応マニュアルといったようなものを策定したところでございます。

特にも学校周辺での出没時には、下校といったようなところでは、やはりそういった保護者の引渡しといったようなものを原則としてございまして、今、現段階ではそういったタクシーの費用の補助までというようなところはまだ検討していないというような状況でございます。登校時におけるクマの出没の情報が寄せられたときには柔軟な対応と、基本的には保護者の送迎といったようなところではございますが、そういった保護者の送迎がなかなか難しいといった場合には状況を見ながらということで、無理に登校といったようなところをせず、自宅で待機していただくといったようなところも一応考えているというようなところではございますので、現段階におきましては、そういった通学に関する金銭的な補助といったようなところは考えておりません。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

また、クマに存在を知らせ、クマとの遭遇を防止するためのクマよけ鈴が一般的なわけでありまして、秋田県のいわゆるマタギの方のインタビューがありまして、それを伺うと、もう効果はないのだと、その鈴は覚えている、むしろそれは人がいるぞ、それを襲う判断材料にしているといったようなことも言っております。これは日本だけかと思ったら、北欧でも同じような話を、クマよけの鈴は人を餌だと判断するための音だと言われるようなこともニュースとしてありました。

そこで、学習能力の高いクマについては、人の話し声が実は一番嫌いなのだということが言われておりまして、鈴でもいいのですが、それよりもむしろクマが人との距離を取ってその場を離れるには人の話し声が有効だということであるとするならば、携帯ラジオを試さない手はないのかなというふうに考えます。そのことが万全の対象になるものではないと思いますが、子どもの生命の危機を、答弁の中で言われております電池交換などのもろもろの検討が先だというふうに言われておりますけれども、これは今もう緊急事態として検討するよりもまず試してみる、実行してみるという、事故が起きる前の備えとして、これもやはり補正の対象として捉えるべきではないかと思いますが、見解を伺います。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

先ほど教育長の答弁にもございましたが、やはりそういった携帯ラジオもクマから子どもを守る対策には有効な手段の一つではないかなと考えてございます。携帯ラジオにつきましては、先ほどの答弁のとおり、電池切れや故障時の対応といったようなものもどうしていくかといったような、やはり家庭にお願いしながら定期的な点検とか、予備電池の管理方法といったようなものも検討していく必要があるのではないかなといったようなところもございますし、いずれ学校現場におきましてのそういった使用のルールといったようなものも、操作方法であったり、音量の適正な管理といったようなものも、ラジオを導入した場合にはそういったものも検討していく必要があるのかなというようなところでございますので、繰り返しにはなりますが、そういった様々なクマ鈴であったり、クマよけ笛のほかの手段も含めて効果的な方法を選びながら、クマよけの対応につきましては、今後も引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

福島県が「クマから身を守る10箇条」というのをまとめております。ぜひご覧になっていただきたいのですが、クマから身を守るための対策が具体的に記載されています。平成18年から令和6年までに同県内で発生した人身被害129件を細かく分析して、発生時刻や場所、季節、状況などを調べた上で、被害に遭わないようにするにはどのような行動を取るべきかを考えて内容を決めたというふうに担当者は言っております。

学校での子どもたちへの指導と、それから住民への周知度の注意喚起を促すためにもぜひ活用されることを申し上げまして、私の一般質問を終わります。

議長（高橋拓生君）

これで真竈光幸議員の質問を終わります。

---

議長（高橋拓生君）

これで本日の日程は全て終了いたしました。

なお、次の本会議は、明日5日午前10時から引き続き一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

ご起立願います。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時19分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 高 橋 拓 生

署名議員 真 籠 光 幸

同 高 橋 伸 二